

令和2年度 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会

日時:令和2年10月30日(金)10時~12時

場所:市庁舎18階みなと1・2・3会議室

次 第

1 開 会 (5分)

2 委 員 紹 介 (5分)

3 議 事

(1) 委員長の選出について (3分)

(2) 職務代理者の選出について (2分)

(3) 第4期横浜市地域福祉保健計画推進状況について (45分)

ア 令和2年度第4期横浜市地域福祉保健計画 主な取組スケジュール (5分) (資料1)

イ 横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会の委員構成の変更について
(2分) (資料2)

ウ 第4期地域福祉保健計画 市民への周知のための動画作成について (7分) (資料3)

エ コロナ下における地域活動支援・個別支援について (5分) (資料4)

オ 成年後見制度利用促進基本計画にかかる取組状況について (5分) (資料5)

カ 生活困窮者自立支援方策の推進状況について (5分) (資料6)

4 報 告

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた第4期区計画・地区別計画の 策定スケジュールについて (5分) (資料7)

5 意見交換 (50分)

(意見交換用事前送付シート、補足資料

1)

テーマ:新型コロナウイルス感染症発生下での地域活動状況について

6 その他 (5分)

7 閉会

裏面あり

資料

・横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会運営要綱

・横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 委員名簿・事務局名簿

【資料1】令和2年度 第4期横浜市地域福祉保健計画 主な取組スケジュール

【資料2】横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会について

【資料3】第4期横浜市地域福祉保健計画 市民への周知のための動画作成について

【資料4】コロナ下における地域活動支援・個別支援について

【資料5】成年後見制度利用促進基本計画にかかる取組状況について

【資料6】生活困窮自立支援方策の推進状況

【資料7】令和2年度 第3期区地域福祉保健計画推進・第4期区地域福祉保健計画策定
スケジュール

【意見交換用事前送付シート】当日ご意見をいただきたいこと

【補足資料1】(記者発表資料)市内の公益活動を応援するため、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「市民公益活動緊急支援助成金」を交付します！

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日 健福第 1765 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、横浜市の地域福祉保健推進に関する事項を総合的に定める横浜市地域福祉保健計画（以下「計画」という。）を策定すること及び策定後の計画の推進状況を評価することを目的とした横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の評価に関すること。
- (4) その他計画の策定・推進・評価に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市民
- (2) 福祉保健活動を行う者
- (3) 社会福祉事業を経営する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 前項に掲げる委員の他、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 第 1 項(1)の市民委員については、別に定めるところにより公募する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第 5 条 委員は、別に定めるところにより報酬を受けるものとする。

（委員長）

第 6 条 委員会に委員長 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長がこれを召集する。

2 委員会の議長は、委員長が務める。

3 委員会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項においても同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(分科会)

第8条 第2条に掲げる担当事務の事前の調査及び検討を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会は、委員長が指名する委員若干人及び臨時委員をもって組織する。

3 分科会に分科会長一人を置き、分科会の委員及び臨時委員をもって組織する。

4 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

5 第7条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条中の「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員」とあるのは「分科会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「分科会の臨時委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 委員長又は分科会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議（分科会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第11条 委員会及び分科会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条第1項の規定に関わらず、この要綱施行後、最初の委員会の招集は市長が行う。

3 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成26年3月31日までとする。

(第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱の廃止)

4 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱（平成20年2月4日制定）は、廃止する。

(第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領の廃止)

5 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領（平成20年2月4日制定）は、廃止する。

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿

【任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日】

(敬称略)

	委員名	所 属	分 野
1	アカハネ シンギキ 赤羽 重樹	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
2	イクタ ジュンヤ 生田 純也	横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 地域ケアプラザ分科会 会長 横浜市踊場地域ケアプラザ 所長	地域ケアプラザ
3	イノウ 美佐子 稲生 美佐子	市民公募委員	市民委員
4	ウチダ ヒサユキ 内田 元久	横浜市身体障害者団体連合会 副理事長	障害分野関係者
5	ウツミ ヒロシ 内海 宏	株式会社 地域計画研究所 所長	地域まちづくり関係者
6	コバヤシ マサハル 小林 政晴	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会
7	サエキ ミカ 佐伯 美華	幸ヶ谷小学校 学校・地域コーディネーター	学校・地域連携関係者
8	サカタ ノブコ 坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局長	障害分野関係者
9	シノダ シンヒデ 塩田 真英	港南区シルバークラブ連合会 会長	高齢分野関係者
10	タグチ シンオ 田口 良生	市民公募委員	市民委員
11	タカカミ エツコ 田高 悦子	横浜市立大学大学院 医学研究科地域看護学分野 教授	学識経験者（保健）
12	ナカノ シズヨ 中野 しずよ	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 理事長	NPO・市民活動団体等 中間支援組織
13	ナワタ シンヒコ 名和田 是彦	法政大学法学部 教授	学識経験者 (コミュニティ)
14	ニシオ アツシ 西尾 敦史	愛知東邦大学人間健康学部 教授	学識経験者（福祉）
15	ハマテ ヲサム 濱 哲夫	磯子区精神障害者生活支援センター 施設長	障害分野関係者
16	フクマツ ミヨ子 福松 美代子	横浜市保健活動推進委員会 港北区会長	保健活動推進員
17	フクモト マサミ 福本 雅美	戸塚区地域子育て支援拠点とっこの芽 施設長	子育て分野関係者
18	フジタ シンハル 藤田 誠治	横浜市町内会連合会 副会長	自治会町内会関係
19	マツキ シン 松木 崇	神奈川県弁護士会所属弁護士	司法関係者
20	コネカミ ミチエ 米岡 美智枝	西区第四地区社会福祉協議会 会長	社会福祉協議会

<臨時委員>

1	カワムラ ユキヒサ 川村 幸久	横浜市薬剤師会 常務理事	薬剤師会
2	サカモト ヨウコ 坂本 揺子	一般社団法人横浜市歯科医師会 総合企画委員会 副委員長	歯科医師会

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会事務局名簿

令和2年10月30日時点

	氏名	所 属
1	霧生 哲央	健康福祉局 地域福祉保健部長
2	新井 隆哲	健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課長
3	鈴木 由里子	健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課 担当係長
4	牧野 みず江	同 担当係長
5	久遠 理恵	同 担当係長（成年後見）
6	二階堂 紀子	同 計画担当
7	森田 悦子	同 計画担当
8	大淵 義博	同 成年後見担当
9	岩井 一芳	健康福祉局 生活福祉部 生活支援課長
10	東海 志朗	健康福祉局 生活福祉部 生活支援課 生活困窮者支援担当係長
11	山田 麻依	同 担当係長
12	水野 悠子	同 生活支援係

<オブザーバー>

1	平木 浩司	横浜市社会福祉協議会 事務局長
2	品川 裕治	同 総務部長（企画部長兼務）
3	小池 伊左雄	同 企画部 企画課長
4	木下 奈津子	同 企画部 企画課
5	池田 誠司	同 地域活動部長
6	小澤 幸	同 地域活動部 地域福祉課 担当課長
7	内藤 陽介	同 地域活動部 地域福祉課
8	細川 哲志	横浜生活あんしんセンター 事務長
9	鳥居 俊明	健康福祉局 地域福祉保健部 地域支援課長
10	栗屋 しらべ	健康福祉局 企画部 企画課長
11	賀谷 まゆみ	市民局 地域支援部 地域活動推進課長

柱	重点項目	今年度の主な取組	担当	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり	柱1-1 地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実	・地域特性に合わせた取組の先行事例の集約と、会議等での支援機関に向けた発信 ・区社協・地域ケアプラザの各事業担当者会議や職員研修の実施による組織間・職種間の連携促進	18区共通 市 市社協	市・区計画策定・推進、各種研修実施 / 市・区計画策定・推進状況等の情報提供 / 管理職会、担当者会議等での情報交換実施												
	柱1-4 地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり	具体的支援・課題解決に向けた方策やイベント等の実施	市 市社協	◆区計画推進支 ◆区計画担当者新任研修【資料提供で代用】 ◆区責任職研修(計2回)【中止】 ◆区計画事務局研修(評価について)【中止】 ◆e-News発行(毎月)(局から区への情報発信)					◆区担当者会議 ◇区計画担当者研修(計画の共通理解について) ◇区社協担当者会議			◆研究発表会【書面発表】				
	柱1-1 地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実	地域共生社会の実現に向けた、地域を「丸ごと」支える包括的な相談・支援の推進	市											◆関係局区検討PU課長会		
	柱1-1 地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実	市民や民間団体、地区連合町内会等が、区域や地域の課題について多角的に検討できるよう、行政が提供するオープンデータの利活用を推進し、地域課題の共通認識を図り、協働により解決するための基盤を構築	市	◆データ活用ガイドブック(庁内用)周知(福祉保健課長、地域力推進担当課長、区政推進課長の各課長会で報告(冊子配布)、事業企画係長、地域力推進担当係長、企画調整係の各係長会で報告(冊子配布)、YCAN掲載) ◆町丁目別データの送付(局から区へ)												
	柱1-1 地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実	・要援護者マップの作成等身近な地域での実践に生かせる手法の運用支援 ・社会的孤立や生活困窮等、どの地域でも共通に考える必要のある課題やその解決事例・対応事例の提示	市社協	食を通じた支援、移動支援、居場所づくり等、実践情報の集約による課題解決手法の共有												
	柱1-2 地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援	地区連合町内会や地区社協等が、それぞれの持つ既存のネットワークや調整機能を生かし、住民の生活により身近な地域の活動を充実させることの重要性やメリットの周知	市	◆【地福計画に関係の深い市民向け】普及啓発動画の区配布・活用(各区のフォーラムや研修、会議等)												
	柱1-2 地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援	ネットワークを生かして、地区活動を拡充していく機能の発揮や、「地域課題に向き合う」、「困りごとを抱えている人を支える」、「すべての人に役割があり、支える側支えられる側の区別なく互いに支え合う」という活動の方向性等、地区社協活動の充実・強化に向けた検討会の実施	市社協				◇地区社協検討会①【中止】 ◇地区社協担当者会議① ◇新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地区社協向け今後の活動のあり方作成			◇地区社協担当者会議② ◇地区社協検討会①			◇地区社協担当者会議③			◇地区社協全体会【中止】 ◇地区社協検討会②
	柱1-3 誰もがお互いを受け入れ、共に支え合う意識の啓発と醸成	まちづくり等、関連する他分野と連携した地域づくりの推進、支援制度の周知	市	多分野の局課との連携・調整・情報共有(市民局、都市整備局、子ども青少年局、政策局等)												
	柱1-3 誰もがお互いを受け入れ、共に支え合う意識の啓発と醸成	多様性理解啓発プログラムの検討と運用方法の提案	市社協						◇日常生活の中で出会う場を戦略的に創出する方策の検討							
	柱1-4 地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり	専門職だけでなく地域福祉保健活動に関わる全ての行政職員に対する研修の実施	市										◆研究発表会(書面発表)			
柱1-4 地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり	・各地域活動者を対象としたフォローアップ研修やリーダー層に向けた研修の実施 ・コーディネータ力の向上を目的とした区社協、地域ケアプラザ向け研修の実施	市 市社協	◆◇新任生活支援コーディネーター向け研修 ◆◇生活支援コーディネーター向け生活支援体制整備事業研修			◆◇地域ケアプラザコーディネーター共通研修 ◆◇地域ケアプラザ新任所長研修			◇地域福祉つなぎ隊研修(瀬谷区)【中止】 ◆◇生活支援コーディネーター向け生活支援体制整備事業研修		◇地域福祉つなぎ隊研修(鶴見区)				◆◇生活支援コーディネーター向け生活支援体制整備事業研修	

柱	重点項目	今年度の主な取組	担当	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり	柱2-1 見守り・早期発見の仕組みづくり	支援が必要な人だけでなく、その予兆がある人を受け止め必要な支援につなげるための、地域や関係機関・学校・企業等のネットワーク構築の推進	市	いわゆる「ごみ屋敷」対策について、各区関係各課・局・機関等との連携、調整、解消・未然防止・再発防止に向けた福祉的支援											
		日頃の活動を通して地域住民等の変化に気づく意識を高めるための、企業、商店、施設、NPO等との連携の推進	市	いわゆる「8050」問題について関係各課と連携した取組の推進、具体的な支援策、仕組みづくりの検討											
	柱2-2 連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実	身近な地域でのつながり・支えあい活動推進事業等を通じた、地域における切れ目のない支援とそれが実現できる地域づくり	市社協	各区社協による実践 ◇新採用職員研修 ◇区社協担当者会議①【中止】 ◇事例相談会 ◇区社協担当者会議 ◇新採用職員研修 ◇区社協向け出張研修(出前勉強会) ◇区社協向け出張研修(出前勉強会) 企業等と連携した市社協・区社協による生活困窮者・社会福祉施設・子ども食堂等への食を中心とした支援と、一連の取組を通じた地域づくり											
			市	◇包括的相談・支援体制づくりに向けた住民活動・団体活動等、民間側の取組・方策検討 ◇新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたボランティア向けガイドライン作成 ◇新型コロナウイルス感染症を踏まえた専門職向け今後の地域支援のあり方 作成 ◇新型コロナウイルス感染症の影響により明らかとなった課題への支援・支援体制づくり及び課題解決事例としての情報発信											
		関係団体・関係者に対し、連携の必要性に関する意識啓発のための研修実施	市	◆職員向け研修(排出支援研修) ◆担当者会議 いわゆる「ごみ屋敷」対策事例集作成・配布 区による区職員・関係機関向け研修会											
		地域住民や支援機関、関係機関の協働による地域課題の解決に向けた仕組みづくり	市	生活困窮者自立支援方策の推進(生活困窮者自立支援制度業務推進指針の活用・横浜市生活困窮者セーフティネット会議及び地域ネットワーク構築支援事業の実施)											
	柱2-3 身近な地域における権利擁護の推進	成年後見等権利擁護における地域連携ネットワークを構築していくために、市協議会、テーマ別部会、区協議会を実施	市 市社協	◆◇中核機関設置 相談支援マニュアルの作成、現場チームへの専門職派遣、市民向け講習会、親族後見人向け講習会、後見人等候補者受任調整会議の立ち上げ等、中核機関を中心とする成年後見制度利用促進に係る具体的な取組の実施 ◆◇市成年後見サポートネット(市協議会)① ◆◇候補者調整部会① ◆◇候補者調整部会② ◆◇広報・相談部会 ◆◇市成年後見サポートネット(市協議会)② 区成年後見サポートネット(区協議会)											
	柱2-4 幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実	様々な分野の活動者に向けた、人や地域とのつながりと健康づくりの考え方の広報	市	◆ソーシャルキャピタル推進リーフレット増刷・区追加配布											
	柱2-5 支援が届く仕組みを作り、機能させるための環境づくり	実践を通じた支援のノウハウの集約と提示	市社協	各担当者会議を通じた実践情報の共有 ◇よこはま地域福祉フォーラムの開催【中止】											
	柱3 多様な市民主体の活動の推進、協働の促進	柱3-1 幅広い市民参加の促進	様々な人が地域活動に興味を持ち、参加してもらえるような支援機関の広報等による啓発	市	◆【一般市民向け】普及啓発動画の製作・活用(横浜市のSNSやホームページ、市区役所のデジタルサイネージ等)										
柱3-2 多様な主体の連携・協働による地域づくり		市内の社会福祉法人・施設が取り組む地域貢献活動の事例発表会の開催及び事例集の作成による取組の促進	市社協	◆◇地域協議会【中止】 ◇市・区社協連携による法人・施設の公益的取組推進事業のモデル実施(鶴見区、磯子区) ◇モデル実施(鶴見区、磯子区)の区社協向け周知											
		社会福祉法人・施設と地域の連携による地域課題を解決する取組の拡充	市社協	◇企業向け社会貢献周知媒体の検討・作成・周知											
柱3-3 幅広い市民参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり		寄付金の生かし方や目的別の寄付方法の周知等を通じた寄付意識の醸成	市社協	◇寄付と遺贈の総合相談窓口の運営 ◇「ヨコ寄付」のコンセプトのもと、感染症により明らかとなったニーズ解決への課題周知・寄付募集・関係者のコーディネートを実施											

横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会について

1 市計画を策定・推進する体制について

地域福祉保健推進に関する基本事項を審議するため、以下の会議を設置しています。

(1) 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会【附属機関】

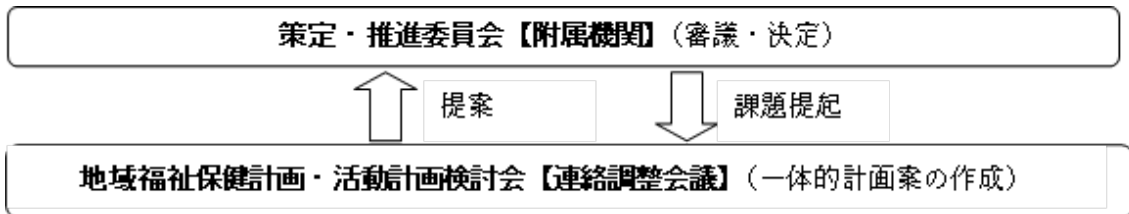
事務局：横浜市 実施回数：年1回程度

役割：計画検討会で検討した事項の取りまとめ、内容の審議、決定、課題提起等

(2) 横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会【連絡調整会議】

事務局：横浜市社会福祉協議会 実施回数：年1回程度

役割：地域福祉保健計画、地域福祉活動計画（社協）、成年後見制度利用促進基本計画の一体化計画案、推進策の検討、調整



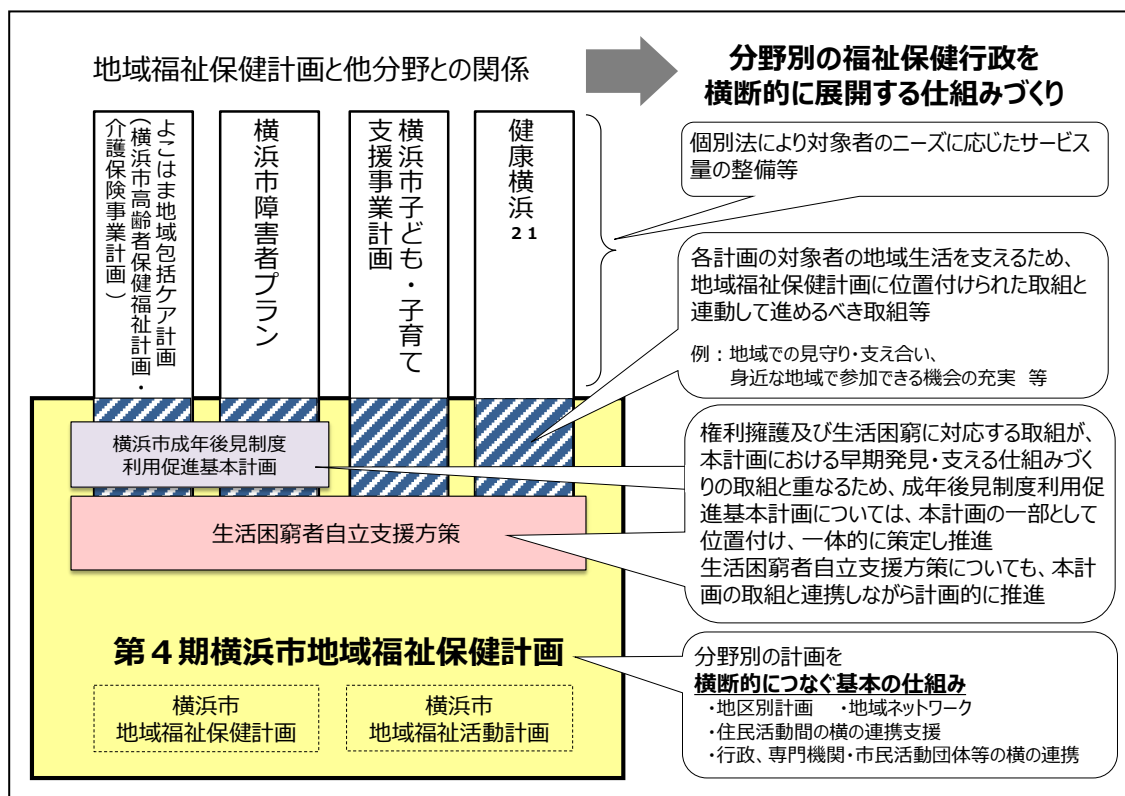
2 地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会の委員構成の変更について

第4期市計画から、成年後見制度利用促進基本計画を本計画の一部に位置付け、一体的に策定・推進することになったため、策定・推進委員会に司法関係者として弁護士の委員に加わっていただくことになりました。

昨年度までは、策定・推進委員会と計画検討会の委員は同一の方をお願いしていましたが、関係分野が増えたことから、計画検討会には策定・推進委員会委員に加え、必要な分野の方に就任をお願いしています。

計画検討会委員	策定・推進委員会委員	定員20名
		臨時委員（歯科医師会）
		臨時委員（薬剤師会）
	新	成年後見関係者（司法書士）
	新	成年後見関係者（行政書士）
	新	成年後見関係者（社会福祉士）
	新	社会福祉協議会

(参考) 地域福祉保健計画の位置付けについて



- ※1 成年後見制度利用促進基本計画：第4期市計画から一体的に策定・推進。「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、市町村計画を定めることとされている。
- ※2 地域福祉活動計画：第3期市計画から一体的に策定・推進。地域福祉活動を推進するために、社会福祉協議会が住民、各種施設、団体等と協働して策定する民間の活動・行動計画。

横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会委員名簿

【任期：令和2年10月1日～令和4年3月31日】

(敬称略)

	委員名	所 属	分 野
1	アカハシ シンギ 赤羽 重樹	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
2	イクタ ジンヤ 生田 純也	横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 地域ケアプラザ分科会 会長 横浜市踊場地域ケアプラザ 所長	地域ケアプラザ
3	イノウ 美佐子 稲生 美佐子	市民公募委員	市民委員
4	ウチダ 元久 内田 元久	横浜市身体障害者団体連合会 副理事長	障害分野関係者
5	ウツシ 宏 内海 宏	株式会社 地域計画研究所 所長	地域まちづくり関係者
6	コバヤシ マサル 小林 政晴	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会
7	サエキ ミキ 佐伯 美華	幸ヶ谷小学校 学校・地域コーディネーター	学校・地域連携関係者
8	サカタ 信子 坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局長	障害分野関係者
9	シオダ 良英 塩田 良英	港南区シルバークラブ連合会 会長	高齢分野関係者
10	タケチ 良生 田口 良生	市民公募委員	市民委員
11	タカ田 悦子 田高 悦子	横浜市立大学大学院 医学研究科地域看護学分野 教授	学識経験者（保健）
12	ナカノ しずよ 中野 しずよ	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 理事長	NPO・市民活動団体等 中間支援組織
13	ナワタ シンヒコ 名和田 是彦	法政大学法学部 教授	学識経験者 (コミュニティ)
14	ニシオ アツシ 西尾 敦史	愛知東邦大学人間健康学部 教授	学識経験者（福祉）
15	ハシ 哲夫 濱 哲夫	磯子区精神障害者生活支援センター 施設長	障害分野関係者
16	フクマ 美代子 福松 美代子	横浜市保健活動推進員会 港北区会長	保健活動推進員
17	フクモト 雅美 福本 雅美	戸塚区地域子育て支援拠点とつとの芽 施設長	子育て分野関係者
18	フジタ 誠治 藤田 誠治	横浜市町内会連合会 副会長	自治会町内会関係
19	マツキ 崇 松木 崇	神奈川県弁護士会所属弁護士	司法関係者
20	ミネ岡 美智枝 米岡 美智枝	西区第四地区社会福祉協議会 会長	社会福祉協議会
21	カワムラ 幸久 川村 幸久	横浜市薬剤師会 常務理事	薬剤師会
22	カサハタ ヨウ子 坂本 揺子	一般社団法人横浜市歯科医師会 総合企画委員会 副委員長	歯科医師会
23	カワナ 薫 川名 薫	横浜市社会福祉協議会 理事	社会福祉協議会
24	イワヤグチ トモエ 岩屋口 智栄	公益社団法人 成年後見センター・リーガル サポート 神奈川県支部 支部長	成年後見関係者
25	イデ スナオ 井出 順	一般社団法人コスモス成年後見サポ ーター 神奈川県支部 副支部長・事務局長	成年後見関係者
26	ベップ 政行 別府 政行	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 副会長	成年後見関係者

第4期横浜市地域福祉保健計画 市民への周知のための動画作成について

1 趣旨

第4期横浜市地域福祉保健計画（以下、「第4期市計画」という。）で目指す、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるよこはまをみんなでつくろう」を実現するため、市民に計画を通じて「地域に関心を持ってもらうこと」、「自分が地域に対してできることは何かを考えてもらうこと」を目的として動画を作成しました。

令和元年度は第4期市計画の推進に当たり、第4期区計画策定・推進の関係者に「第4期市計画の考え方を知ってもらう」ことを目的として、「地域福祉保健計画に関係の深い市民向け」に動画を作成しました。

令和2年度は元年度とターゲットなどを変えて、より多くの市民に見てもらえるよう様々な広報媒体も使用していきます。

2 令和2年度 動画の概要

ターゲット層	市民（主なターゲット層は子ども（乳幼児～中学生）のいる30～50代の働いている人々）
時間	15秒、30秒、40秒
広報媒体	横浜市のSNSやホームページ、市庁舎、区役所のデジタルサイネージ、公共交通機関等で放映予定（11月～）

3 令和2年度作成動画の目的について

主なターゲット層が、動画に目を止め、地域福祉保健計画の存在を知ってもらい、地域に関心を持ってもらうことを目的に啓発動画を作成しました。

視聴された方が将来的に自分の住んでいる区計画・地区別計画に関心を持ち、認知すること、さらに身近な地域でのつながりの大切さを意識することで、地域活動に参加してもらう第一歩になることを目指しています。



コロナ下における地域活動支援・個別支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地域活動の休止、困窮者ニーズの拡大等の状況に対し、横浜市社協で取り組んでいる支援についてご報告します。

1 地域活動支援について（対応する計画の柱：1-1、1-2）

（1）内容

新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式や価値観の変化を考慮しながらも、地域におけるつながり・支えあいの大切さは変わらないものであることを地域住民や関係機関・団体にお伝えし、協力して地域づくりを進めていくため、対象別にガイドライン・手引きを作成しました。

作成後、区社協、地域ケアプラザ等を通じて周知するとともに、それぞれの地域で地域住民・団体に寄り添いながら活動の再開に向けた支援に取り組んでいます。

（2）実績

ア ボランティア向け（6月発行・市社協ホームページで公開）

「ボランティア活動は私たちのまちの宝物～これからも『つながり、支えあう』ために～」
→各区において、地区社協分科会、活動者連絡会等を活用して周知。

イ 専門職向け（7月発行）

「これからも変わらないもの つながり続ける地域づくりのために」
→区社協管理職会議、地域ケアプラザ分科会（ケアプラザ所長会議）、区社協・ケアプラザ職員連絡会議等を活用し、周知。

ウ 地区社協向け（8月発行・市社協ホームページで公開）

「いま、求められる地区社協活動～これからも『つながり・支えあう』地域へ～」
→区社協管理職会議、地区社協検討会（18区の地区社協関係者による会議）、各区における地区社協関係会議等を活用して周知。

2 困窮者支援について（対応する計画の柱：1-3、2-2、3-1、3-2、3-3）

※取組効果の視点 **個別**：個々のニーズ解決 **体制**：支援体制づくり **地域**：地域づくり

（1）生活困窮者向け（個人全般）

内 容：新型コロナウイルス感染症による生活困窮に関する相談が増加を受け、従来からの食材寄付では対応できない状況となったため、SNS等を活用して寄付金募集を行い、その寄付金を基に食材を購入。区社協等を通じて困窮者等に支援を実施しました。

実施圏域：区域、市域

実 績：寄付金 2,078,400 円

18 区社協を通じて食品を提供

児童養護施設卒園者を支援する団体からの依頼に応じ食品を提供

効 果 等：**個別**生活困窮者への貸付金等の交付までの当面の食支援

(2) 学生向け

内 容：感染症に伴うニーズ把握のため、一人暮らし学生へのヒアリングを実施したところ、「アルバイトが出来なくなり困窮している」「親元を離れた場所で区役所に相談することが辛い」といった意見があったことから学生を対象とした食支援を実施しました。

実施圏域：連合町内会域～隣接区域（大学生の生活圏域）

実 績：寄付金 2,024,154 円

市社協主催（試行）	学生 153 人へ食品提供
横浜国立大学と共催	190 人へ食品提供（2 日間）
六角橋自治連合会と共催	427 人へ食品提供（3 日間）

地域への展開

保土ヶ谷区社協（区内 1 大学）、金沢区社協（区内 2 大学）
青葉区社協（区内 6 大学）、泉区社協（区内 1 大学）

効 果 等：**個別** 学生への食を通じた生活支援
体制 大学やケアプラザ、商店街等、関係者をコーディネートした支援策の構築
地域 若い世代の助け合いやつながり（の大切さ）の認識形成
地域 学生と地域のつながり形成
地域 商店会のニーズ解決（商店街振興）…食材購入の仕掛けとして商店街専用チケットを配布

(3) ひとり親世帯向け

内 容：市内団体の協力により、ひとり親世帯へ電話ヒアリングを実施したところ「休校となり子どもの食費が生活費を圧迫している」「元夫の収入がなくなり養育費が減額される」といった声が聞かれたことから、子どもを抱えるひとり親世帯向けの食支援を実施しました。

実施圏域：市域

実 績：寄付金額 4,073,400 円

配分：500 世帯

効 果 等：**個別** ひとり親世帯への食を通じた生活支援
体制 障害者地域作業所等を巻き込んだ支援策の構築
地域 障害者地域作業所との連携による障害者の就労機会・収入の確保

2020.6月

ボランティア活動は 私たちのまちの宝物 ～これからも「つながり、支えあう」ために～

私たちのまち横浜では、ボランティア活動が長い年月をかけ、暮らしの一番近くで、「つながり」を大事にしながらか切に育まれてきました。

その活動は地域の力そのものであり、ほかの何ものにも代えがたい宝物です。

しかし、感染症の拡大という社会全体を覆う大きな不安の中、人々が距離を取ることを求められた結果、多くの活動が休止となりました。

自分のまちを大切に思い、気にかけて、声をかけ、見守り、助け合う。

ボランティア活動にしかできない、身近な地域での支えあいやつながりづくりを、このまま途絶えさせたくはありません。

離れていてもつながりあうために、今、何ができるのか。

活動の目的を見つめなおすところから、私たちと共に考え、取り組んでいただけたらと願っています。

～いま、横浜で起こっていること～

休業等による
困窮者の増加
2カ月で
社協への相談
約 28,000 件

交流の機会が
減ったことによる
孤立・孤独感

自粛による
体力の低下や
恐怖心の増加



はじめに… 活動の目的をみんなで再確認しよう。

まずは話し合いから

話し合う機会すら持てないまま、休止している活動が多いと思います。
ボランティア一人ひとりが何を思いどう過ごしてきたのか、話し合うことから始めましょう。

なんのために
始めたんだっけ？

なにを大切に活動を
してたんだっけ？

誰のための 何を大切にしてきたのか

活動を続ける中で、あるいは休止したことで、目的が何だったのかが見えづらくなることがあります。
途中で変わっていることもあるかもしれません。

どうして活動をはじめたのか、大切にしてきたことは何か、原点を振り返ってみましょう。

焦らずに じっくりと

今までの活動を再開することを前提にする必要はありません。
どうすれば不安が取り除けるのか、活動の目的を大事にできるのか。
焦らずじっくりと、納得するまで話し合しましょう。



サロン・交流 集いの場

少人数でも、集まろう。つながろう。

人と人がつながりあえる 大切な場所

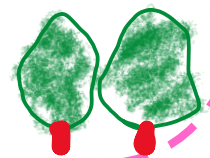
サロンや集いの場は誰もが気軽に集い、人と人が出会い、つながりあえる地域の居場所です。
少人数でも集まって、顔を見て声を交わせば、お互いのちょっとした変化にも気づけます。

会えなくてもつながっている 心の拠り所に

つながりをもつことで孤独をやわらげ、安心感や生活の豊かさを得られるとともに、困りごとに気づき、相談できる関係もうまれます。
会えないときは電話や手紙で気持ちを伝えあうことで、つながりを実感できるはずですよ。

例えば…

- ・これまでと同じ場所で実施する場合には、参加人数を減らし、回数を増やすなどの工夫をしましょう。
- ・参加者もボランティアも少人数で、庭先やガレージなどを使って交流できる工夫にチャレンジしてみましょう。
- ・一人ひとりの席の間隔を十分にとったうえで、エアケーション（エアタッチ、エア握手など）を交えながら会話を楽しみましょう。



生活支援

ちよこボラ活動で、つながり続けよう。

ご近所さんだからこそ 支えあえる

生活の中のちょっとしたお手伝いをするちよこボラ活動は、ご近所さん同士だからこそ気づける暮らしの困りごとを、自分たちの問題として助けあいの輪を広げていくことができる、大切な活動です。

触れ合うことの多い活動だからこそ

家事支援や外出の付き添いなどは、生活を支えるなくてはならない活動です。

直接触れ合う機会が多いため、活動前後の体調確認や消毒、マスク着用などと合わせて、利用者と活動内容について事前に細かく確認しましょう。

例えば…

・集まって調理するリスクを避けるため、スーパーや作業所にお弁当を注文したり、お惣菜と調理するものを組み合わせるなど、調理時間を短くしながら、活動の工夫をしましょう。

・お弁当を渡す際の会話は、お互いが心を通わせたり、相手の変化に気づける大切な時間です。一定の距離をとるよう工夫したり、会話の時間が短くなる場合には、電話や手紙で気持ちのつながりを持ち続けましょう。



見守り活動 安否確認

孤立しやすい時だからこそ、見守ろう。

日々の暮らしに安心感を

見守り活動や安否確認は、同じまちに暮らす人を孤立させることなく、住民だからこそその気づきから困りごとを見つけ、必要な支援へつなげていける活動です。また、見守るまなざしは日々の暮らしに温かさや安心感を生み出します。

お互いの暮らしを気にかける

雨戸の開け閉めや洗濯物の状況、新聞や郵便の受け取り、生活音や匂いなど、直接会わなくても気づけることはたくさんあります。気づきのポイントをまとめ、皆で意識してみるなど、日常生活や日常習慣を通じて緩やかに見守りましょう。

例えば…

・訪問の際の会話は、お互いが心を通わせたり、相手の変化に気づける大切な時間です。一定の距離をとるよう工夫したり、訪問が難しい場合は、電話や手紙で様子を伺い、「気にかけていますよ」という思いをさりげなく伝えましょう。

・ご近所で気にかけている方から、いざという時連絡をもらえる関係や一人で抱え込まない体制をつくるなど、見守りの目を増やしてみましょう。



その他の活動

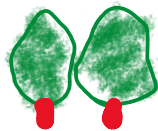
理解を広げる講演会、施設での活動

福祉の理解と協力の輪を広げる

講演会などの活動は、福祉の様々な課題や制度の理解を広げ、地域住民の関心を高めることで、理解者や活動を増やせる取組です。誰も排除されることなく、地域の中で支えあい共に生きるために欠かせない活動です。

施設での生活に 豊かさと彩りを

施設という限られた生活の場にボランティアが加わり、施設の利用者と接することで、会話や趣味など様々な活動の幅が広がり、地域の一員として生活がより豊かになる活動です。



例えば…

- ・会場の定員を少なくし、座席間の距離を前後左右でとれるようにしましょう。また、環境が整う場合は、オンラインの活用なども検討してみましょう。
- ・施設は障害者や高齢者の生活の場であり、感染予防がより求められるため、施設の方針に従いながら活動しましょう。
- ・施設での活動ができない場合は、ビデオメッセージや写真付きの手紙などで、利用者へメッセージを送りましょう。



感染に対する不安の大きさは人それぞれ違います。違うからこそ話し合うことが何より大切になります。

話し合った結果、活動の工夫が必要になったり、これまでのやり方を大きく変えなければならないこともあるかもしれませんが、離れていてもつながりあうことができれば、私たちが目指してきた身近な地域での支えあいは、この先もずっと続いていけるのではないのでしょうか。

横浜市社会福祉協議会は、これからも皆さんの活動に寄り添い、ボランティア活動という宝物を育み続けたいと考えています。



発行日：令和2年6月

発行：社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 地域活動部

ボランティア活動にあたって注意事項

新しい生活様式への転換が求められる中で、ボランティアの皆さんと利用される方の双方を感染リスクから守るために、以下の内容に気を付けながら活動していきましょう。

団体名 _____ 日付 _____ 月 _____ 日

1 衛生・保健対策	
(1) マスクの着用	チェック欄
・ボランティア・参加者は全員、症状の有無に関わらずマスクを着用しましょう。	<input type="checkbox"/>
・夏場の活動では、マスクの着用による熱中症に注意し、水分補給や室温管理に気を付けましょう。	<input type="checkbox"/>
(2) 手洗い・手指消毒の実施	
・ボランティア・参加者は、開始時及び終了時には必ず手洗いをしましょう。可能な場合は、手指消毒も行いましょう。	<input type="checkbox"/>
・活動に使用する部屋・道具等は使用前・使用后（場合によってはその都度）に消毒をしましょう。	<input type="checkbox"/>
(3) 感染予防のための衣服等を身につける	
・活動の内容によっては、エプロンやゴム手袋等を身につけましょう。	<input type="checkbox"/>
(4) 活動前の健康チェック	
・活動前に体温測定などの健康チェックを行い、発熱や風邪の症状（咳、のどの痛みなど）がある場合は、活動をお休みしましょう。 ※特に高齢者は重症化しやすいと言われているため、健康管理には注意しましょう。	<input type="checkbox"/>
2 3密（密接・密集・密閉）対策	
	チェック欄
・3密（密接・密集・密閉）状態とならないよう、対策をとりましょう。	<input type="checkbox"/>
※工夫の例	
・30分に1回、数分間の換気を行う。	<input type="checkbox"/>
・できれば2m（最低1m）の距離を取る。	<input type="checkbox"/>
・真正面での会話は避ける。	<input type="checkbox"/>
・1回の参加者を少なくする。	<input type="checkbox"/>



いま、求められる地区社協活動

～これからも「つながり・支えあう」地域へ～



1

今こそ必要な地区社協

感染症の拡大を受け、社会全体を大きな不安が覆う中、人々が距離を取ることを求められた結果、多くの地域活動が休止となりました。直接会って顔を見て声をかける機会が少なくなることで、地域にある困りごとは見えづらくなり、発見が遅れ、深刻化するリスクも高まっています。

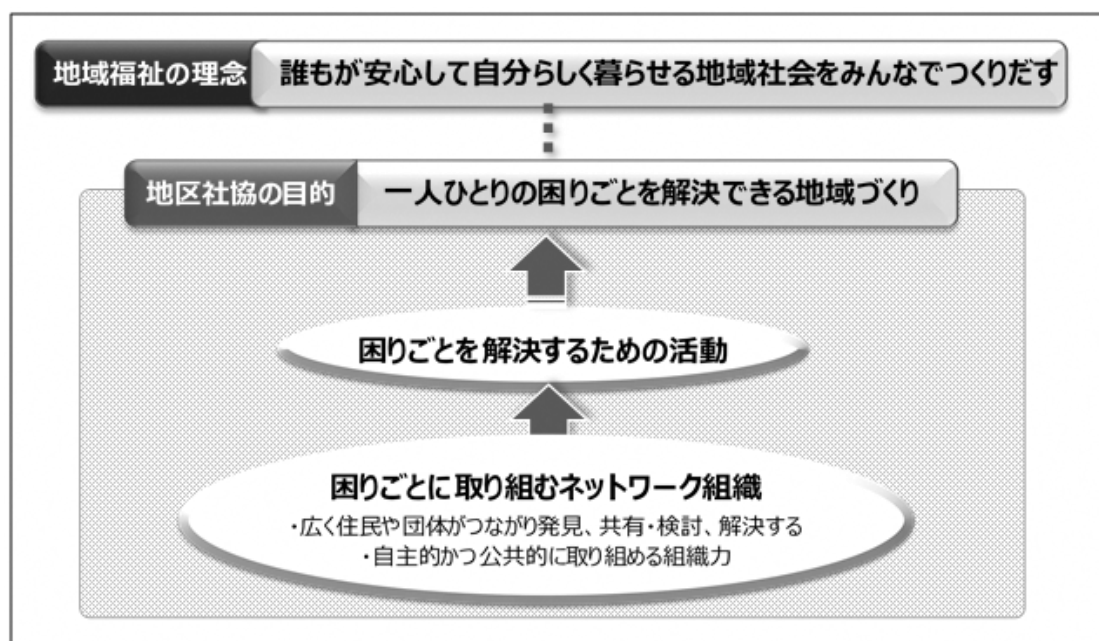
こんな時だからこそ、ネットワーク組織である地区社協が、活動再開に悩む地域の活動を応援し、住民や団体をつないでいくことが求められています。

これまでも横浜の地区社協は、時代の変化や社会状況に応じて「地区社協として今できること」を常に考え、自由な発想と行動力で様々な活動に取り組んできました。

再び「一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり」に向けた一歩を踏み出すために、改めて地域を見つめなおし、皆さんが納得するまで話し合い、小さくてもできることは何かを、その地域ごとに決めていくことが大切です。

活動者の不安が大きい場合には、一人ひとりの不安や思いを丁寧に聞き、寄り添うことから始めるなど、まずは「自分たちの地域や暮らしについて話し合う」ことから始めてみましょう。

私たち市社協・区社協も、これからの地区社協活動を皆さんと一緒に考え、必要な取組を進めていきたいと考えています。

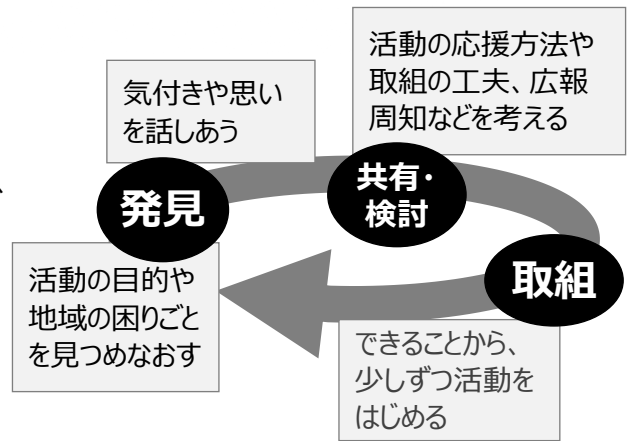


これからの地区社協活動

これからの活動のあり方を考えるとき、忘れてはならないのが、ネットワークを活かして対応・解決する視点です。

地域の現状に向き合いながら、身近な地域の困りごとに気づき、それを共有する場を持つことで、制度による支援や助け合いにつなげていくことが大切です。

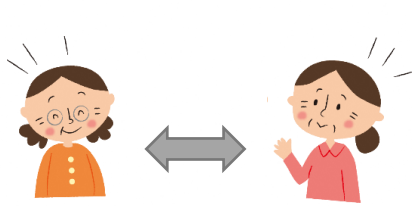
活動の状況が変わっても地区社協の強みであるネットワークを活かすことで対応・解決の糸口や様々な選択肢が見つかります。



まずは話し合いから

地域の中には、活動が休止に追い込まれ、再開に向けて不安を抱える団体もあります。また、一人ひとりの暮らしでは、つながりが薄くなることで孤立し、さらに困りごとが見えづらく、深刻化する場合があります。

まずは、少人数やオンラインなども取り入れながら**話し合いの機会を作っていきましょう**。不安に思っていることや困っていることなどの気持ちや状況を共有することで、様々な課題や困りごとが我が事になり、多くの気づきが生まれます。地域や団体の現状を把握して、**住民同士、団体同士のつながりや思いを途切れないようにつなぎあわせ**、今できることは何かを考えていきましょう。



[いつもより距離をあけて]



[少人数で]



[オンラインで]

活動の目的の再確認をするチャンス

今まで行ってきた活動について、目的を確認します。活動が通常通りできないこの時期だからこそ、改めて**誰のために始めたのか、何のために行われているのか**を見つめなおし、目的を果たすためには何が必要か、検討してみましょう。

今、地域にある困りごとに変化は？

地域の課題や困りごとは変わっていないか、個々の活動はどうなっているか、状況を把握しましょう。また、地区社協に関わる人の思いを共有する機会をもつことも大切です。

- 見えづらくなっている困りごとの把握
- 団体の活動状況、どんなことに困っているか
- 地区社協に関わる人の思いの共有（活動を続けたい気持ち・感染への不安など）

地区社協としてできること

明らかにした活動の目的、課題や困りごとを踏まえて、地区社協に何が求められているか、つながりを絶やさないために何ができるか、地区社協としてどのような形で活動の応援ができるのかなどを検討していきます。

身近な地域での活動を応援するために

ネットワーク組織である地区社協は、様々な活動や団体を横につなげ、隣近所や自治会町内会など身近な助けあいの仕組みづくりを通じて、小さな活動のバックアップをしてきました。だからこそ、活動再開に向けた不安や悩み、工夫していることを集約し情報提供を行いながら、**活動者・団体と一緒に考え、応援することができます。**

団体間の情報共有ができる連絡会の開催や活動の工夫などのアドバイス、商店・施設等の専門性や得意分野を活かした新たなつながりづくり、感染症予防対策のための資金援助など、地区社協にできる様々な応援の方法について検討しましょう。

離れていてもつながりあえる活動を

困りごとを解決するための活動は、新たな困りごと気づくことや支えあいの輪を広げるために、これからの地域づくりにも必要不可欠です。新たな生活様式を意識しながら、どうすれば不安が取り除けるのか、活動の目的を大事にできるのか、**離れていてもつながりあうために、活動の在り方を検討・工夫してみましょう。**

見守り（訪問活動など）

ご近所同士で行う見守りは、同じ住民の目線で行うため、「最近洗濯物が干されていないな」「何日も新聞がポストに溜まったままだな」などちょっとしたことにも気づくことができます。

また、会話や声掛けが孤独感や不安をやわらげ、安心感や心の豊かさにもつながります。頻繁に直接会えなくても、電話や手紙で気にかけていることを伝えるなど、これからもつながり続ける方法も考えてみましょう。



支えあい・生活支援（地区ボランティアセンター、配食活動など）



電球の交換や庭木の剪定、配食活動などの支えあいは、生活の場に入って行う活動だからこそ、制度では対応できない暮らしの困りごとを支え、変化にも気づけます。また、活動を通してご近所同士がつながることもできます。

触れ合う機会が多い活動だからこそ、内容を事前によく確認し、消毒などの感染症対策に留意しながら、お互いに無理のない範囲でご近所同士の助けあいを続けていきましょう。

交流（会食会、多世代交流イベント、サロンなど）

交流活動は、人々が出会う場であり、外出し相手の顔を見て会話をすることでつながり、お互いの変化にも気づくことができる、地域の居場所です。

少人数でも集まるなど工夫をしながら、人と人が距離を取りながらもつながりあえる方法を検討してみましょう。



住民の理解を広げ 困りごとを我が事に

地域の状況や困りごと等を集約して発信することは、一人ひとりの関心を高め、理解を広げることにつながります。同じ住民の言葉で伝えることで困りごとが我が事になり、誰も排除されることなくつながり続けることができます。

住民の暮らしの現状や困りごとを把握するために、外出の自粛や在宅ワークの広がりにより家にいる時間が多いこのタイミングで、様々な人にインターネットや手紙などを活用し、アプローチしてみましょう。

また、同じ住民である**地区社協だからこそ気づく生活に必要な情報**を、広報紙などで発信することもできます。

従来の大人数で行う講座などの開催は難しくなりますが、少人数やオンラインなどを活用し実施することで、普段参加できない住民に向けても理解を広げる機会にもつながります。

～集まることが難しいからこそ情報発信～

各サロンが開催していない状況で、地区社協の活動も停滞していました。地区社協役員会で地域の方に現状や情報を発信することが今できることの1つではないかとの意見が出たことで、つながりを途切れさせず「みんなで今を乗り切ろう ひとりじゃないよ！」とメッセージを伝えていくために、広報活動に力をいれることとしました。

これまで年3回、全戸配布で発行してきた広報紙を2か月に1回発行としました。また、編集委員を2班に分けて交代で作成することで委員の負担を増やさないようにする工夫をしながら実施しています。

掲載する情報は、

- ① 今の地域活動の状況（サロンメンバーに電話かけや手紙を出している）
- ② サロンの再開予定情報
- ③ ご近所情報（お祭りなどの開催・中止状況、子ども会や自治会、シニアクラブ情報）



等を予定しています。

～子ども食堂を始めた目的の見直し・再確認～

これまで行ってきた「子ども食堂」が感染症拡大の影響で活動が休止となっていました。

その中で、担い手同士が今後について話し合う機会を設けました。立ち上げた時の思いを改めて振り返り、「**子どもの居場所**」を作ることが**第一目的であることを再確認**しました。目的の確認ができたことで、食事の提供はできなくても「居場所を再開しよう！」となりました。



今まで活用していた自治会館では密となるため使用できなくなりましたが、エリア内の地域ケアプラザが場所の提供を申し出てくれました。感染対策のため、人数の制限や近くの公園を活用して待機場所を用意するなどの工夫も始めています。

人々の不安が大きくなるにつれ、一人ひとりの心の距離も離れつつあります。

大切にしてきた「支えあい」の歩みを再び進めていくため、お互いの不安な気持ちに気づき、寄り添うことが、今求められています。

必ずしも活動再開を前提にする必要はありません。不安な気持ちを共有し話し合うことから始めていけば、離れていてもつながり続けることができるのではないのでしょうか。

地区社協だからこそできる「支えあい」と「つながりづくり」を市社協・区社協も共に進めていきたいと考えています。

発行日：令和2年8月

発行：社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 地域活動部地域福祉課 電話：045-201-8616

話し合い

活動にあたっての注意事項と工夫

感染リスクから身を守るため、以下の内容に気を付けながら活動しましょう。

○保健・衛生対策

(1) マスクの着用	
<input type="checkbox"/>	参加者は全員、症状の有無にかかわらずマスクを着用しましょう。
<input type="checkbox"/>	夏場の活動では、マスクの着用による熱中症に注意し、水分補給や室温管理に気を付けましょう。
(2) 手洗い・手指消毒の実施	
<input type="checkbox"/>	参加者は、開始時及び終了時には必ず手洗いうがいをしましょう。手指消毒も行いましょう。
(3) 参加者の健康チェック	
<input type="checkbox"/>	参加前に検温などの健康チェックを行い、発熱や風邪の症状（咳、のどの痛みなど）がある場合は参加を見合わせましょう。 ※特に高齢者は重症化しやすいと言われているため、健康管理には注意しましょう。
<input type="checkbox"/>	参加者名簿を作成するなど、参加者を把握しておきましょう。
(4) その他	
<input type="checkbox"/>	会議に使用する部屋・道具などは使用前・使用後に消毒をしましょう。
<input type="checkbox"/>	水分補給以外の飲食は避けましょう。
<input type="checkbox"/>	大声での会話は飛沫が飛ぶので避けましょう。
<input type="checkbox"/>	消毒用アルコールや、忘れた方に渡す用のマスクを準備しましょう。
<input type="checkbox"/>	菓子は個別包装されたものを用意しましょう。
<input type="checkbox"/>	資料がある場合には事前に配布しましょう（会議時間短縮や多くの人が同じものを触ることを避けるため）。

○三密対策

<input type="checkbox"/>	30分に1回、数分間の換気を行いましょう。
<input type="checkbox"/>	できれば2m（最低1m）の距離を取りましょう。
<input type="checkbox"/>	真正面での会話は避けましょう。
<input type="checkbox"/>	大人数で集まることは避け、なるべく少人数で回数を増やすなど工夫をしましょう。

○その他

<input type="checkbox"/>	利用施設のルールを随時確認し、遵守しましょう。
<input type="checkbox"/>	感染が拡大傾向となった場合には、会議中止や開催方法の見直しをしましょう。

活動の工夫

- ・話し合いの内容、ポイントを事前に共有し、話し合いの時間を出来るだけ短くする。
- ・三密状態を避けるため、屋外での話し合いをする。
- ・テーマごとに複数回開催する。
- ・オンラインツール（テレビ電話など）を活用して話し合いをする。

見守り

活動にあたっての注意事項と工夫

感染リスクから身を守るため、以下の内容に気を付けながら活動しましょう。

○保健・衛生対策

(1) マスクの着用	
<input type="checkbox"/>	お互いが、症状の有無にかかわらずマスクを着用しましょう。
<input type="checkbox"/>	夏場の活動では、マスクの着用による熱中症に注意し、水分補給や室温管理に気を付けましょう。
(2) 手洗い・手指消毒の実施	
<input type="checkbox"/>	訪問前後には必ず手洗いうがいをしましょう。手指消毒も行いましょう。
(3) 健康チェック	
<input type="checkbox"/>	活動者は事前に検温などの健康チェックを行い、発熱や風邪の症状（咳、のどの痛みなど）がある場合は活動をお休みしましょう。 ※特に高齢者は重症化しやすいと言われているため、健康管理には注意しましょう。
(4) その他	
<input type="checkbox"/>	水分補給以外の飲食は避けましょう。
<input type="checkbox"/>	大声での会話は飛沫が飛ぶので避けましょう。
<input type="checkbox"/>	消毒用アルコールや忘れた方に渡す用のマスクを準備しましょう。

○三密対策

<input type="checkbox"/>	玄関や庭など換気のできる場所で距離を置いて会話をしましょう。
<input type="checkbox"/>	室内の場合は、冷暖房使用中でも適度にドアや窓を開放しましょう。
<input type="checkbox"/>	できれば2 m（最低1 m）の距離を取りましょう。
<input type="checkbox"/>	真正面での会話は避けましょう。

○その他

<input type="checkbox"/>	感染が拡大傾向となった場合には、訪問方法の見直しをしましょう。
--------------------------	---------------------------------

活動の工夫

- ・直接会うのが不安な方には往復はがきや交換日記などを利用して近況を教えてもらい、元気なことを確認したり、気にかけていることを伝えて安心してもらおう。
- ・顔を合わせることで安心感を得るためにテレビ電話なども活用する。
- ・インターホン越しに会話をする。
- ・窓ガラス越しに顔や姿を見せてもらい、元気なことを確認する。

感染リスクから身を守るため、以下の内容に気を付けながら活動しましょう。

○衛生・保健対策

(1) マスクの着用	
<input type="checkbox"/>	お互いが、症状の有無にかかわらずマスクを着用しましょう。
<input type="checkbox"/>	夏場の活動では、マスクの着用による熱中症に注意し、水分補給や室温管理に気を付けましょう。 ※植木の剪定など屋外の活動で、かつ人と人の距離が2 m以上離れるときはマスクを外しましょう。
(2) 手洗い・手指消毒の実施	
<input type="checkbox"/>	活動の前後には必ず手洗いがいをしましょう。手指消毒も行いましょう。
<input type="checkbox"/>	活動に使用する部屋・道具などは使用前・使用後に消毒をしましょう。
(3) 活動者・利用者の健康チェック	
<input type="checkbox"/>	参加前に検温などの健康チェックを行い、発熱や風邪の症状（咳、のどの痛みなど）がある場合は活動をお休みしましょう。 ※特に高齢者は重症化しやすいとされているため、健康管理には注意しましょう。
<input type="checkbox"/>	活動者・利用者の名簿を作成するなどして、メンバーを把握しておきましょう。
(4) その他	
<input type="checkbox"/>	事前に活動内容をよく確認し、三密状態になるような活動は避けましょう。
<input type="checkbox"/>	水分補給以外の飲食は避けましょう。
<input type="checkbox"/>	大声での会話は飛沫が飛ぶので避けましょう。
<input type="checkbox"/>	消毒用アルコールや忘れた方に渡す用のマスクを準備しましょう。
<input type="checkbox"/>	活動に使用する道具や食器などはなるべく使い捨てのものを使用しましょう。
<input type="checkbox"/>	活動で出たゴミはビニール袋に密封し、処分しましょう。

○三密対策

<input type="checkbox"/>	30分に1回、数分間の換気を行いましょう。
<input type="checkbox"/>	できれば2 m（最低1 m）の距離を取りましょう。
<input type="checkbox"/>	真正面での会話は避けましょう。
<input type="checkbox"/>	大人数での訪問は避け、なるべく少人数で活動回数を増やしましょう。

○その他

<input type="checkbox"/>	利用施設のルールを随時確認し、遵守しましょう。
<input type="checkbox"/>	大人数での訪問は避け、なるべく少人数で訪問回数を増やすようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	感染が拡大傾向となった場合には、開催方法の見直しをしましょう。

活動の工夫

（ちょこボラ、地区ボラセン）

・訪問されることに不安がある方へは、電話やお手紙などで連絡を取り合い、活動自体はできなくてもつながりあって安心してもらおう。

（配食）

・集まって調理するリスクを避けるため、地元のスーパーや作業所のお弁当など、調理しない方法で実施する。

感染リスクから身を守るため、以下の内容に気を付けながら活動しましょう。

○衛生・保健対策

(1) マスクの着用	
<input type="checkbox"/>	参加者は全員、症状の有無にかかわらずマスクを着用しましょう。
<input type="checkbox"/>	夏場の活動では、マスクの着用による熱中症に注意し、水分補給や室温管理に気を付けましょう。
(2) 手洗い・手指消毒の実施	
<input type="checkbox"/>	参加者は全員、活動の前後に手洗いがいをしましょう。可能な場合は手指消毒も行いましょう。
<input type="checkbox"/>	活動に使用する部屋・道具などは使用前・使用後に消毒をしましょう。
(3) 参加者の健康チェック	
<input type="checkbox"/>	参加前に検温などの健康チェックを行い、発熱や風邪の症状（咳、のどの痛みなど）がある場合は活動をお休みしましょう。 ※特に高齢者は重症化しやすいとされているため、健康管理には注意しましょう。
<input type="checkbox"/>	参加者名簿を作成するなどして、参加者を把握しておきましょう。
(4) その他	
<input type="checkbox"/>	水分補給以外の飲食は避けましょう。食事をする場合には、座席の工夫や大皿からの取り分けを避け一人ひとりの食器に盛り付けましょう。
<input type="checkbox"/>	大声での会話は飛沫が飛ぶので避けましょう。
<input type="checkbox"/>	消毒用アルコールや忘れた方に渡す用のマスクを準備しましょう。
<input type="checkbox"/>	活動に使用する道具や食器などはなるべく使い捨てのものを使用しましょう。
<input type="checkbox"/>	菓子は個別包装されたものを用意しましょう。

○3密（密接・密集・密閉）対策

<input type="checkbox"/>	参加者をグループに分け複数回開催するなどして1回の参加者を少なくしましょう。
<input type="checkbox"/>	会場入り口等で3密状態になるのを防ぐため、参加者が時間差で入退場できるようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	30分に1回、数分間の換気を行いましょう。
<input type="checkbox"/>	座席は正面で向かい合わせにならないような配置にしましょう。
<input type="checkbox"/>	できれば2m（最低1m）の距離を取りましょう。
<input type="checkbox"/>	真正面での会話は避けましょう。

○その他

<input type="checkbox"/>	利用施設のルールを順守しましょう。
<input type="checkbox"/>	感染が拡大傾向となった場合には、開催方法の見直しをしましょう。

活動の工夫

- ・公園での青空サロンなど、屋外での活動をする。
- ・調理はできるだけ減らし、地元のスーパーや作業所のお弁当などを利用する。
- ・会食会への参加が不安な方のために、持ち帰りや配食の対応をする。
- ・サロンなどの参加に不安がある方には、手紙や電話などでつながりを絶やさない工夫をする。

成年後見制度利用促進基本計画にかかる取組状況について

1 権利擁護・成年後見制度をめぐる動向

横浜市の認知症高齢者は90,400人(H30年度)、知的・精神障害の手帳所持者数は67,723人(H30年度)であり、また、社会的孤立やそれを背景とする潜在的な課題を抱えた世帯も地域に存在し、今後ますます判断能力に関連する支援ニーズのある方が増大していくと見込まれています。一方、横浜市における成年後見制度利用者数は平成30年末日時点で6,011人となっており、成年後見ニーズに十分に対応できていないことが課題となっています。

これは全国的にも同様の状況であり、利用しやすい仕組みづくりと成年後見制度の利用促進に関する取組が開始されています。

- ・平成28年5月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- ・平成29年3月 「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定

⇒市町村は当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援、その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

2 成年後見制度利用促進基本計画について

横浜市では、平成31年3月に策定した「第4期横浜市地域福祉保健計画(以下、「市地福計画」という)」において、「横浜市成年後見制度利用促進基本計画(以下、「市基本計画」という)」を一部として位置付け、一体的に策定しました。

市地福計画における推進の柱2「身近な地域で支援が届く仕組みづくり」のうち、重点項目として、柱2-3「身近な地域における権利擁護の推進」に取り組むこととし、成年後見制度利用促進の推進機関となる中核機関の設置、権利擁護に関する相談体制や地域連携ネットワークの整備を目指す姿としています。

3 令和2年度の取組

(1) 中核機関「よこはま成年後見推進センター」

権利擁護支援・成年後見制度利用促進のための具体的な取組を推進する中核機関として、令和2年4月に「よこはま成年後見推進センター」を設置しました。運営は社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に委託しています。

中核機関は、地域連携ネットワークのコーディネートを担い、制度の利用促進に向け、次のような取組を実施していきます(詳細は、別紙1事業紹介リーフレット参照)。

ア 広報機能

ホームページやリーフレットによる広報・啓発、市民向け制度講習会の開催

イ 相談機能

各種研修、相談対応のためのマニュアル・様式の提供、チームへの専門職派遣

ウ 利用促進機能

申立書の書き方支援、専門職後見人等の候補者チラシ、後見人等候補者調整会議

エ 後見人支援機能

市民後見人養成・活動支援、親族後見人支援、法人後見団体支援

(2) 地域連携ネットワーク（市協議会・区協議会）

関係機関・団体の連携の仕組みである地域連携ネットワーク整備するため、「協議会」を市域及び区域に設置しました。

横浜市では、これまで平成 18 年から各区において権利擁護の関係機関が連携する合議体として「成年後見サポートネット」を実施してきたことから、これを拡充し、区域の協議会「区成年後見サポートネット」として位置付けました。

また、令和 2 年度から新たに 市域の協議会「横浜市成年後見サポートネット」を設置し、市域の課題、関係機関の連携強化の検討や市内の権利擁護の取組状況の評価等を行います。

<開催スケジュール>

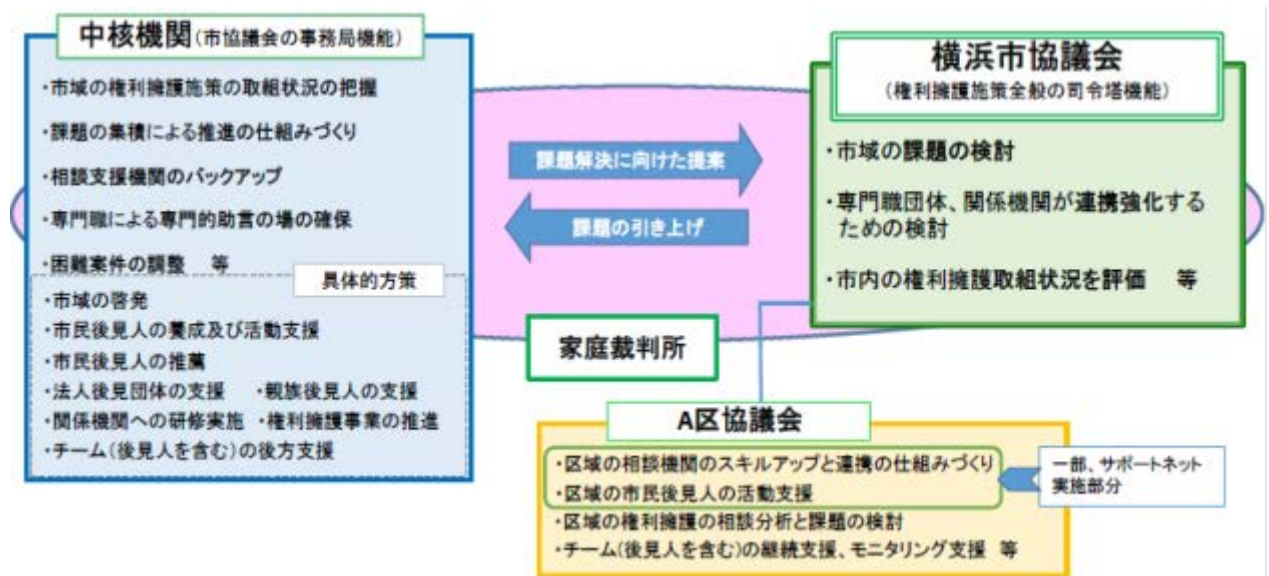
○市成年後見サポートネット（市協議会）

- ・全体会：2回（9月、3月）
- ・広報・相談部会：1回（2月）
- ・不正防止・候補者調整部会：2回（10月、12月）

○各区成年後見サポートネット（区協議会）

年に4回実施、さらに各区1回の市民後見サポートネットを実施します。

【参考】第4期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会3 (H30.11.5) 資料
横浜市における協議会と中核機関の関係図（イメージ）



成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関

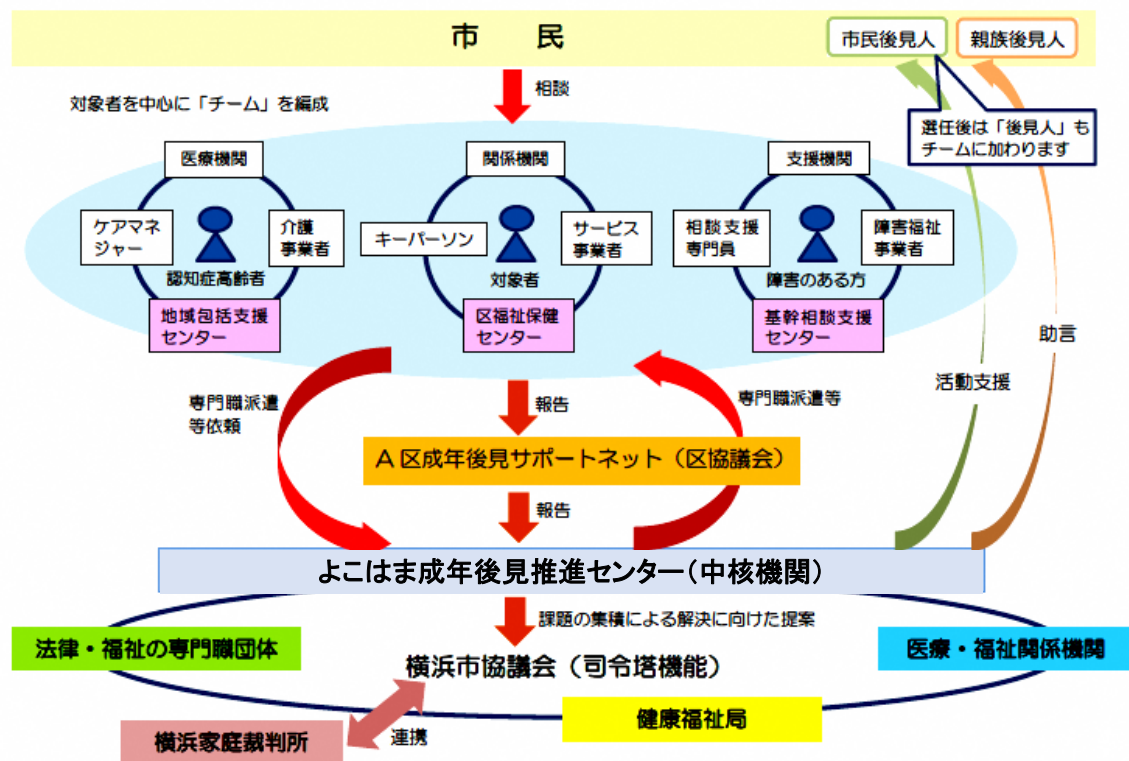
よこはま成年後見推進センター

【運営：横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター】

令和2年4月に横浜市からの委託を受け、「よこはま成年後見推進センター」を開設しました。

よこはま成年後見推進センターは、制度の周知・啓発（広報機能）、相談支援機関や支援チームのバックアップ（相談機能）、申立支援や後見人等受任調整（利用促進機能）、親族後見人や市民後見人等の支援（後見人支援機能）を行い、横浜市における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を推進します。

権利擁護支援の地域連携ネットワーク図



本人を後見人と共に支える「チーム」、チームを支えるための区協議会が、地域の中で連携ネットワークを構築し、本人の権利擁護という目標を達成できるようにバックアップしていくことが、よこはま成年後見推進センターの役割です。また、区協議会から報告された事例や課題等をもとに、市域レベルの課題解決の取組や連携の在り方を話し合う市協議会を行います。

区協議会（事務局：区役所 高齢・障害支援課、区社協あんしんセンター）

権利擁護支援に係る区域の課題検討、関係機関のネットワーク強化等を目的に、区成年後見サポートネットとして、専門職会議、全体会、市民後見サポートネットを18区で実施します。

市協議会（事務局：健康福祉局福祉保健課、よこはま成年後見推進センター）

市の権利擁護支援、成年後見制度利用促進の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理等を行う組織として、横浜市成年後見サポートネットを実施します。

① 広報機能

市民向け啓発活動

講習会や個別相談会を、市内方面別に開催します。
制度概要や申立て手続きの方法などをお伝えします。

パンフレット等の作成

困りごとから相談につながるため、リーフレットを作成し、市内の福祉施設や金融機関、病院等に配架します（実施済み）。配付先からの相談窓口の紹介により、早期相談対応やニーズ把握につながります。

地域の支援者への啓発活動

地域の支援者に対する制度周知を進めます。

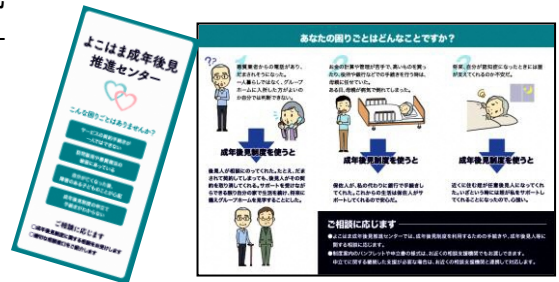
ホームページでの案内

制度概要、資料、各種講習会などを掲載しています。

よこはま成年後見推進センター

検索

クリック



② 相談機能

権利擁護に関する相談支援機関のバックアップ

身近な相談窓口である区役所や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、区社会福祉協議会等の相談支援機関に、マニュアルや様式などのツールを提供します。

日常的な相談対応や事案に対するの助言、専門職派遣（下記）等で相談支援機関をバックアップします。

チームへの専門職派遣

本人や親族を含む関係者のチーム会議に、後見業務に精通した専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）を派遣し、成年後見制度の利用の必要性や、制度利用による今後の生活の見通しを助言します。

【活用される場面の一例】

- 法的課題(債務整理)や権利擁護の課題がある方で、成年後見制度の利用が適切か検討するチーム会議
 - 成年後見制度の利用を迷っている本人や家族に、制度利用後の生活イメージを共有するためのチーム会議
- ※成年後見制度利用後の本人や後見人等のための支援でも利用できます。



日時：毎週火曜日 法律の専門職（弁護士または司法書士）
第1・3金曜日 福祉の専門職（社会福祉士）
原則 15時～16時（60分）

1案件1回の利用・先着順です。専門職の個人指名はできません。

場所は相談支援機関の相談室や本人宅等を想定しています。

予約制で、前営業日の15時までに電話（045-201-2088）で予約をお願いします。

支援者向け各種研修

高齢者支援や障害者支援、法律、連携などテーマ別に研修を開催します。

経験年数に合わせて、基礎研修（制度の成り立ち、申立て支援の実際、相談対応での権利擁護の視点など）や中級研修（任意後見や遺言、相続などの法律的な相談対応、本人や後見人へのチーム支援の連携など）を年間で計画し実施します。

③ 利用促進機能

申立書の書き方支援

申立書の書き方、準備について心配な親族の方を対象に、書き方支援を行います。支援チームのバックアップを目的としているので、相談支援機関の職員の同行が必須になります。

日時：毎週月曜日 10時～11時 / 13時～14時
 場所：よこはま成年後見推進センター 相談室
 ※出張による対応はしていません。

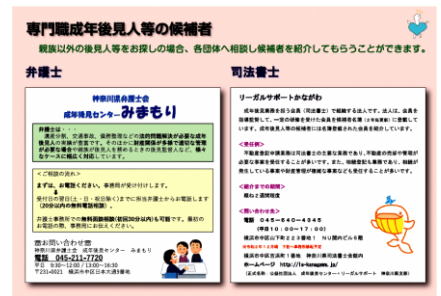
1 案件 1 回の利用・先着順です。
 下書きした申立書をご持参ください。
 予約制で、前営業日の 15 時までに電話（045-201-2088）で予約をお願いします。

申立て書類一式一覧表

専門職成年後見人等の候補者チラシ

本人に適切な後見人等を選ぶ支援として、各専門職後見人等（弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士）の特徴を示したチラシを作成し、相談支援機関に配付します（実施済み）。

受任例や紹介までの所要期間、各専門職団体の問合せ先を掲載しています。



後見人候補者等調整会議（令和2年度中に開始予定）

候補者を紹介する仕組みとして、法律・福祉の専門職による受任調整会議を開催予定です。本人または親族申立てにより、専門職の後見人等を希望している方が対象で、相談支援機関では適切な候補者を紹介できなかった場合に、受任調整会議で候補者を選定します。

市民後見人の養成

成年後見人等の担い手として期待される、市民後見人の養成課程を実施します。

また、市民後見人の受任調整を行います。※毎月 10 日頃に受任調整会議を実施。

平成 24 年度より平成 31 年 3 月までに 1 期から 4 期までの養成課程を実施しています。

令和 2 年 3 月 31 日時点の横浜市市民後見人バンク登録者数は、71 名で延べ 67 名がすでに市民後見人として受任しています。

④後見人支援機能

親族後見人への支援

親族後見人からの相談に対応します。また、親族後見人向け実務講習会、後見業務に精通した専門職による個別相談会を開催します。実務講習会では、成年後見人等に求められる役割や、書類作成や報告などの実務のポイント、活動していく上で必要な知識についてお伝えします。

令和2年度 親族後見人等向け 成年後見制度講習会

日時：第1回 9月 4日（金）午前 定員：20名申込制（先着順）
第2回 12月 11日（金）午前 定員：20名申込制（先着順）
第3回 3月 12日（金）午前 定員：50名申込制（先着順）

会場：横浜市健康福祉総合センター 会議室

対象：親族後見人として活動中の方

※詳細はよこはま成年後見推進センターのHP（下記 URL）をご覧ください。

市民後見人への支援

市民後見人の活動支援として、受任者への個別相談対応、定期面談、各種研修、受任者連絡会等を開催するほか、カンファレンス実施に関わる支援も行います。

また、市民後見人への後見監督的機能の一つとして、市民後見サポートネットの開催のバックアップを行います。



市民後見シンポジウムの様子

法人後見団体への支援

法人後見を行っている団体の情報共有、受任者向けの課題整理、横のつながりづくりを目的に連絡会を開催します。現在10団体が参加しています。

連絡会で作成した紹介用パンフレットや団体一覧表を活用し、法人後見の普及啓発に取り組みます。



団体名	所在地	代表者・担当	連絡先
一般社団法人 横浜生活あんしんセンター	〒221-0802 横浜市中区桜木町1丁目1番地	代表者：佐藤 浩一 担当：佐藤 浩一	TEL: 045-201-2088 FAX: 045-201-9116 E-mail: ansin-c@yokohamashakyo.jp
NPO法人 横浜生活あんしんセンター	〒221-0802 横浜市中区桜木町1丁目1番地	代表者：佐藤 浩一 担当：佐藤 浩一	TEL: 045-201-2088 FAX: 045-201-9116 E-mail: ansin-c@yokohamashakyo.jp
法人後見 横浜生活あんしんセンター	〒221-0802 横浜市中区桜木町1丁目1番地	代表者：佐藤 浩一 担当：佐藤 浩一	TEL: 045-201-2088 FAX: 045-201-9116 E-mail: ansin-c@yokohamashakyo.jp
NPO法人 横浜生活あんしんセンター	〒221-0802 横浜市中区桜木町1丁目1番地	代表者：佐藤 浩一 担当：佐藤 浩一	TEL: 045-201-2088 FAX: 045-201-9116 E-mail: ansin-c@yokohamashakyo.jp

よこはま成年後見推進センター

〒231-8482 横浜市中区桜木町1丁目1番地 横浜市健康福祉総合センター 9階
社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター内
☎045-201-2088 FAX:045-201-9116 E-mail: ansin-c@yokohamashakyo.jp
開所日時：月～金曜日 9時～17時（土・日曜日、祝日、年末年始はお休み）
HP: <http://www.yokohamashakyo.jp/ansin/yokohamaseinenkoken.html>

生活困窮者自立支援方策の推進状況



健康福祉局生活支援課

令和2年10月30日

■ 1 生活困窮者自立支援制度の概要



さまざまな事情で経済的にお困りの方、生活維持が難しい方の支援を行っています。

生活保護制度のような現金給付ではなく、自立に向けた「人的な支援」を中心に行ないます。

横浜市では、各区役所の生活支援課等が相談窓口となっています。

法律では…

生活困窮者自立支援法 第三条

この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

■ 1 生活困窮者自立支援制度の概要

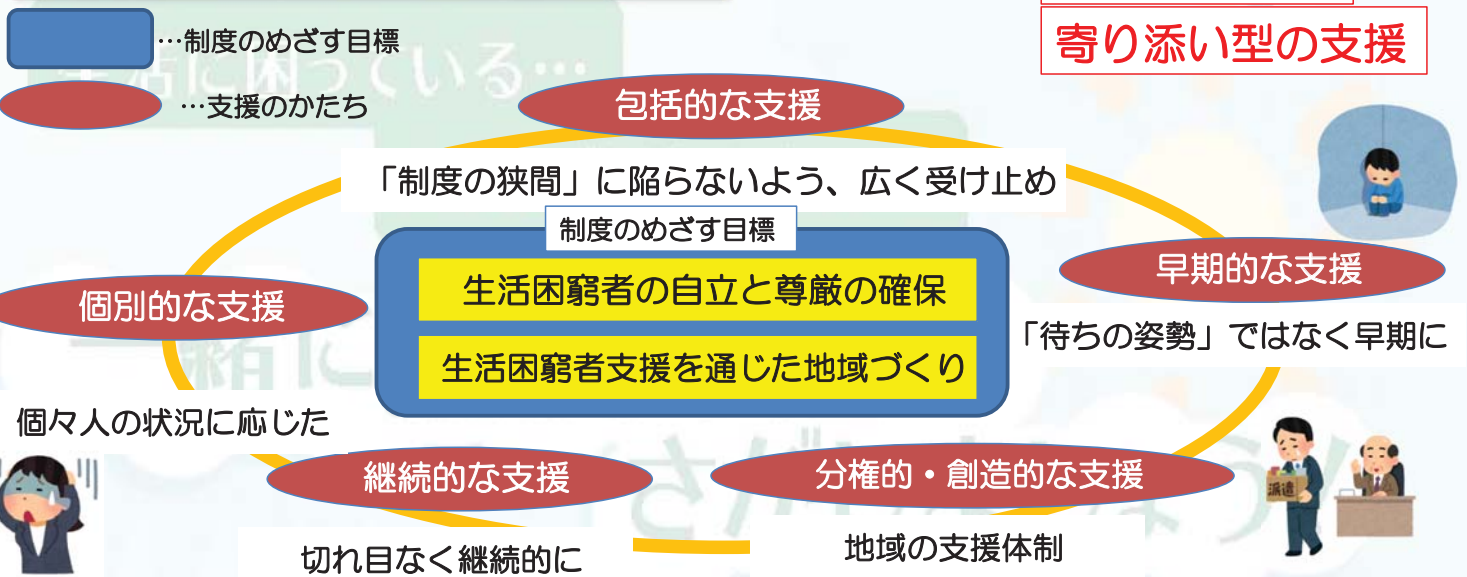
＜生活困窮者が抱える課題や困りごとの例＞

- 長期間、定職に就けない
- 長期間、家にひきこもっている
- 多額の債務を抱えている
- 失業してしまい生活費がない
- 病気や障害がある
- 身近に相談できる人がいない
- 親の介護のため就労できない
- 適切な医療を受けていない
- 食べるものにも事欠いている
- 人間関係をうまく作れない
- 家賃や光熱水費を滞納している
- 家計のやりくりが上手くできない
- 親の年金を頼りに生活している
- 障害の疑いがある



■ 1 生活困窮者自立支援制度の概要

＜制度のめざす目標と支援のかたち＞



二つの「**制度的めざす目標**」の実現に向けて、五つの「**支援のかたち**」を掲げ、支援を必要とする方に**寄り添って支援**します。

■ 1 生活困窮者自立支援制度の概要

＜支援メニュー＞

主な支援は、「就労」と「家計改善」

【対象者】 横浜市にお住まいの方
※生活保護受給中の方は対象になりません。

●就労自立促進事業 ハローワークとの 一体的な就職支援

区役所内に開設された
ジョブスポットを活用しな
がらハローワークと連携
して就職活動をサポート
します。

●自立相談支援事業 まずは相談

生活の困りごとや不安を抱え
ている場合は、まずはお住まい
の区の区役所生活支援課にご
相談ください。支援員が相談を
受けて、どのような支援が必要
かをあなたと一緒に考え、寄り
添いながら自立に向けて支援
します。

●家計改善支援事業 家計の立て直しを アドバイス

自ら家計を管理できるよう
に、収支のバランスや債務の
状況を整理します。必要に応
じて、債務相談や貸付窓口の
紹介などを行い、早期の生活
再建を支援します。

●就労準備支援事業 /就労訓練事業 就労に向けた 段階的支援

すぐに就労することが困難
な方には、就労に向けた準備
として生活習慣や基礎能力
を養う支援や、短時間就労
の機会を提供しながら自立
を支援する「中間的就労」を
実施します。

●一時生活支援事業 時的に衣食住を提供

住所を持たない方に、
一定期間宿泊場所や
食事を提供します。

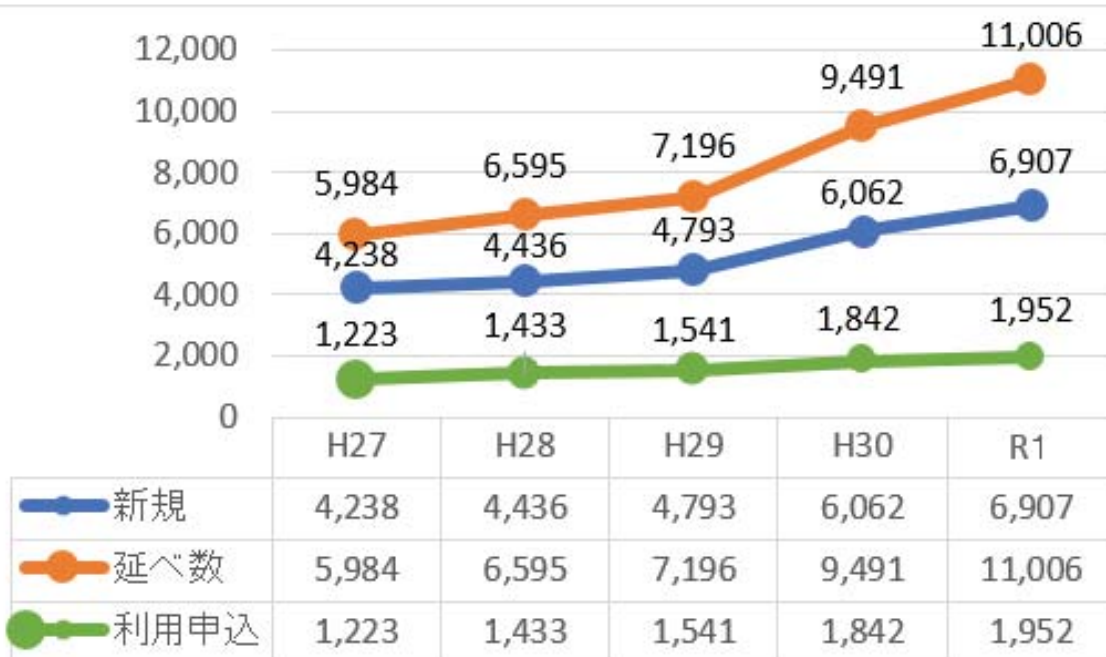
●住居確保給付金 働くために住まいの 確保を支援

離職により住居を失った方、
または失うおそれの高い方
に対して、就職活動してい
ることを条件に、一定期間家賃
相当額を支給します。
※支給には一定の要件があ
ります。

自立相談支援事業で相談内容を受け止め、個々の状況に応じた支援を実施！

■ 2 横浜市の相談・支援の状況

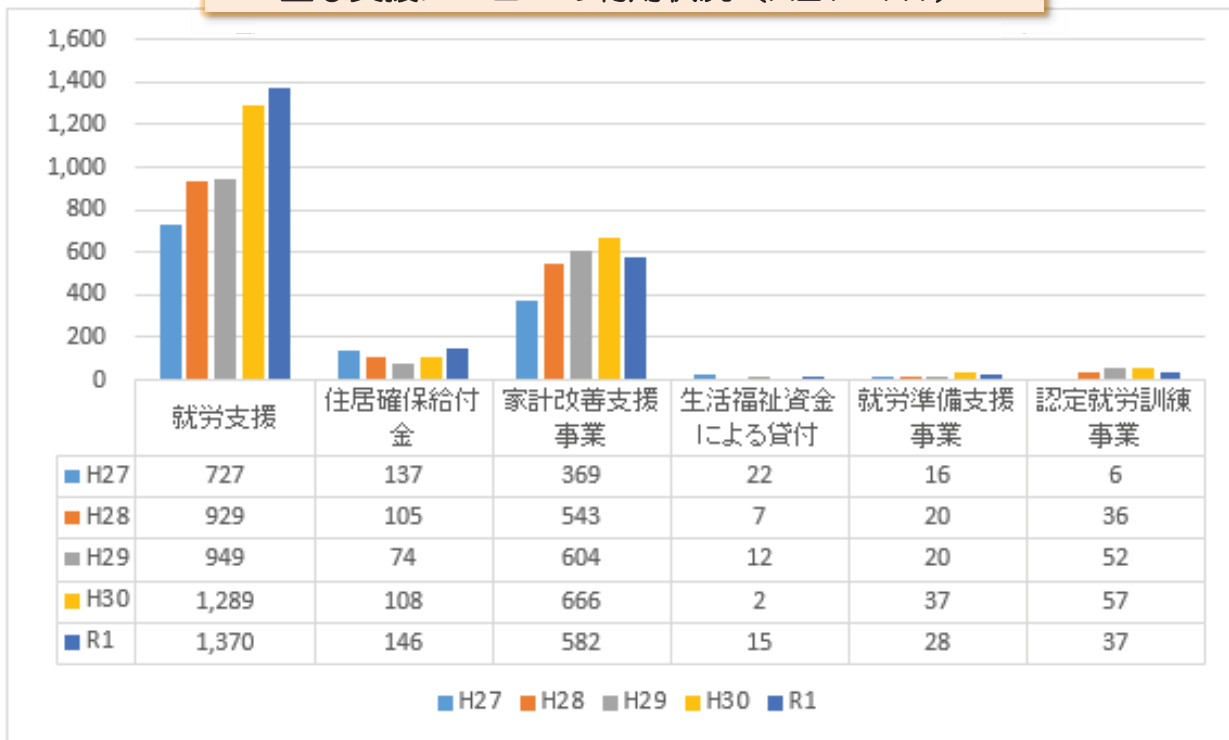
新規・延べ相談件数、利用申込者数 (H27~R1)



制度開始から5年を経過し、相談・申込は年々、増えてきている！

■ 2 横浜市の相談・支援の状況

主な支援メニューの利用状況（H27～R1）



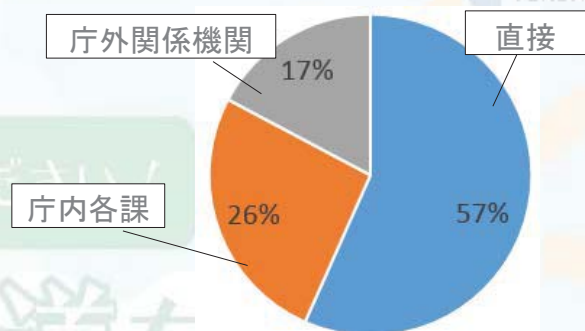
支援メニューでは、就労支援、家計改善支援の順に多くなっている！

6

■ 2 横浜市の相談・支援の状況

新規相談経路（R1年度）

直接	庁内各課	庁外関係機関	計
3,913	1,805	1,189	6,907



直接		庁内各課						庁外関係機関									
本人	本人以外	保護	保険年金	税務	高齢・障害	こども	その他	H W	社協	民委	医療機関等	高齢	障害	こども	不動産関連	ライフライン	その他
3,318	595	432	482	211	371	221	88	158	205	43	134	233	77	136	52	1	150
3,913		1,805						1,189									

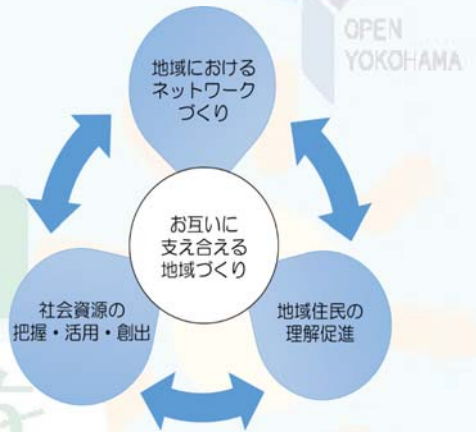
庁内外から紹介や連携による相談が年々増加！

7

■ 3 横浜市における地域づくりの取組



本市では、「お互いに支え合える地域づくり」という視点を掲げ、地域福祉保健計画等の施策と連携するとともに、様々な主体と協働で、取組を進めています。



地域ネットワーク構築支援事業

地域の中で、生活困窮者を早期に把握するためのネットワーク（「**気づきのネットワーク**」）づくりや自立した生活を支えるためのネットワーク（「**支援のネットワーク**」）づくりを地域ケアプラザ等の身近な地域の関係機関等と協働して実施するものです。

平成30年度の2区でのモデル実施を経て、**令和元年度から全区で事業を展開**しています。

■ 3 横浜市における地域づくりの取組



地域ネットワーク構築支援事業

横浜型「生活困窮者支援を通じた地域づくり」

神大寺地区社会福祉協議会

&

片倉三枚地域ケアプラザと連携！

鶴見区

ひきこもり経験をもつお笑いコンビによる講演会



神奈川区



瀬谷区



「ひきこもりサミット」を開催

東寺尾地域ケアプラザと連携！

地域の支援団体と協力し、農業体験会を実施

下瀬谷地域ケアプラザと連携！

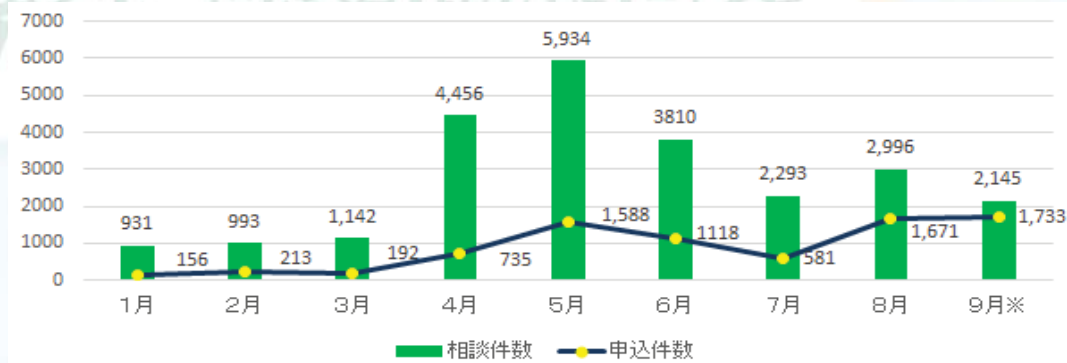
「お互いに支え合える地域づくり」という視点から、地域福祉保健計画等の施策と連携し、様々な主体と協働で取組を進めています。

■ 4 新型コロナウイルスに関連した本市の状況

支援メニューの一つである「住宅確保給付金」について、年齢要件緩和(4/1～)、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う休業・自粛要請などに関連した支給対象範囲拡大(4/20～)、就労等要件の緩和(4/30～)の措置がとられ、**相談・申請が増加**している。

同時に、自立相談支援事業についても「住居確保給付金」の影響を受け、**相談・申込が大幅に増えている**状況であったが、**8月以降は、さらに総合支援資金特例貸付に関連した新規申込件数が増加**している。

<生活困窮者自立支援 相談/申込件数 (令和2年)>



■ 4 新型コロナウイルスに関連した本市の状況

<住居確保給付金 相談/申請/決定件数 (令和2年)>



【変更の経過】

- ◎対象：離職・廃業から2年以内の方
- ◎要件：ハローワークへの求職申込が必要 等

R2.4.1～ 年齢制限の撤廃

65歳未満の条件が撤廃

4.20～ 支給対象者の拡大

休業等により収入が減少し、離職・廃業等と同程度の方なども対象に

4.30～ 求職要件等の緩和

コロナ特例として当面の間、求職要件等を緩和

5.29～ クレジットカードの使用に関する改正

特に必要と認める場合には、クレジットカードを使用する方法が認められることに

7.1～ 支給額の算定方法に関する改正

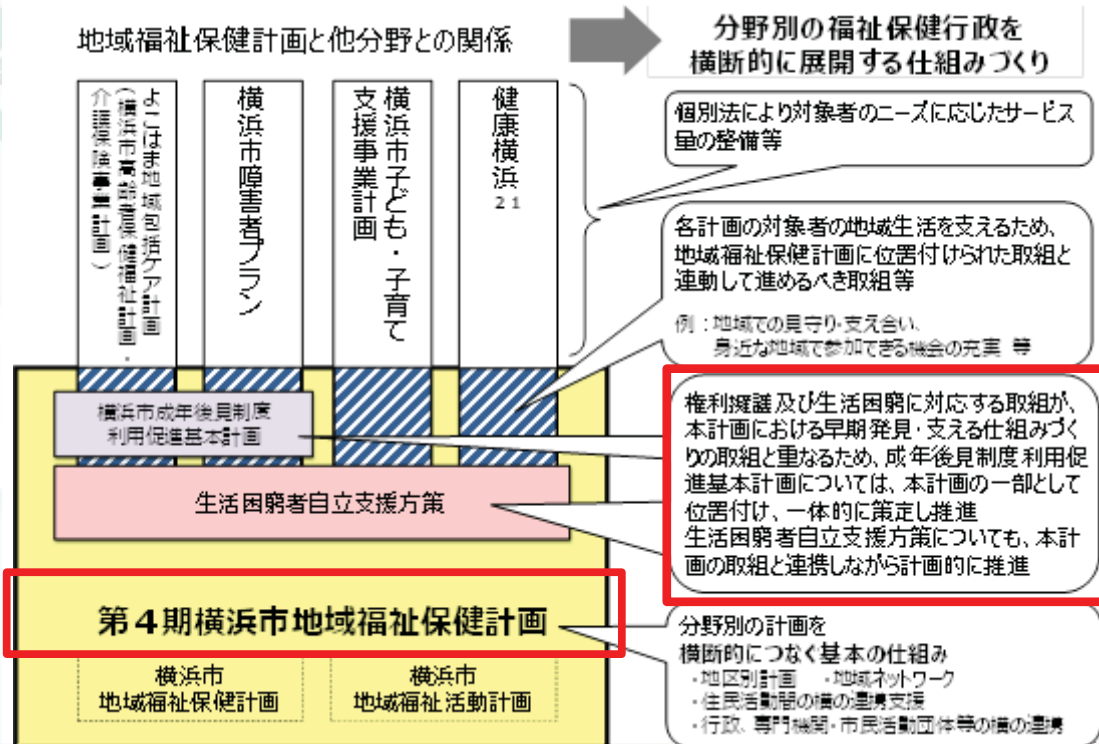
支給額の算定方法の変更及び6月支給を含む対象者への追加（遡及）支給等を行うことに

●住居確保給付金の状況

相談・申請は、郵送申請を開始した5月をピークに減少傾向であるが、依然として高い水準にある。
一方、決定件数については、申請後の処理となるため、申請件数を踏まえると、引き続き増加する見込みである。
加えて、当初申請した者などが当初期間の3か月を経過するが、コロナ禍の影響で支給期間の長期化が見込まれ、多くの受給者が延長申請に移行している。

■ 5 その他

「第4期横浜市地域福祉保健計画」より抜粋



12

5つの特徴の一つとして、「生活困窮者自立支援施策」が盛り込まれました！

■ 5 その他

横浜市生活困窮者自立支援制度業務推進指針

横浜市生活困窮者
自立支援制度
業務推進指針

生活困窮者の自立支援に関わる支援者に向けて、国の動向や横浜市におけるこれまでの取組経過を踏まえ、生活困窮者支援の基本的な考え方を示すことを目的

平成30年度に策定！

令和元年度から活用開始！
ホームページへ掲載

横浜市生活困窮者自立支援制度業務推進指針

制度が目指す目標を実現するための本市独自の三つの視点

<目標実現のための視点>

困りごとのある人の相談を包括的に受け止め、課題に応じた支援を行う

視点1

包括的な相談支援の充実

視点2

支援のための
チームづくり

【制度が目指すもの】
生活困窮者の自立と尊厳の確保
生活困窮者支援を通じた地域づくり

視点3

お互いに
支え合える地域づくり

個別支援から把握した課題を関係機関と共有し
支援のためのチームづくりに取り組む

生活困窮者の早期発見
相互に支え合える地域づくりに必要な情報の発信
多様な社会参加の場となる社会資源の創設

生活に

生活に困っている…

まずはご相談ください！

一緒に解決の道を
さがしましょう！

相談して良かった！

令和2年度 第3期区地域福祉保健計画推進・第4期区地域福祉保健計画策定スケジュール

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、スケジュール変更される場合があります。

令和2年度横浜市地域福祉保健計画
策定・推進委員会 資料7

令和2年7月1日現在

区名	取組内容	令和2年度(推進5年目)												区計画・地区別計画完成予定時期	区計画・地区別計画冊子完成予定時期				
		2年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月						
鶴見区	策定推進委員会				◎ 推進委員会			○ 策定検討プロジェクト	◎ 推進委員会				◎ 推進委員会						
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)							・支援チーム会議の再開 ・地区での地区懇談会など活動開始可能な地区から、 第4期計画の策定に向けた検討を再開。					R3.3月下旬 鶴見・あいねっと 推進フォーラム ● パネル展						
	地区別計画の推進・振り返り(評価)					←	活動開始可能な地区から 第3期計画の推進及び第4期計画の策定に向けた振り返り等を再開												
	地区別計画の策定					←	地区懇談会など活動開始可能な地区から 第4期計画の策定に向けた検討を再開						第4期計画策定期限 地区別計画原稿 確認			令和3年2月	令和3年8月		
	区計画の推進・振り返り(評価)	←																	
	区計画の策定				○ 第4期計画方向性 公表	素案、原稿の 作成開始		○ 関係課連絡会議					○ 区内素案意見照会	区民 意見募集		令和3年6月	令和3年8月		
	関係機関との横断的連携																		
	職員向け研修(区社協・CP含む)																		
今年度力を入れる取組等																			
神奈川県	区計画の策定・推進														内容 確定	令和3年3月	令和3年12月		
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)		● 通信発行(地区別 計画策定の周知)						● 策定推進会議 ①		● 策定推進会議 ②		● 区民意見募集		● 策定推進会議 ③				
	地区別計画の策定・推進														←	4期地区別計画の策定 地区毎に随時開催 ①支援チームごとの定例打合せ ②地区別計画推進会議	→	令和3年8月	令和3年12月
	職員向け研修(区社協・CP含む)		● 転任・新任 研修																
	今年度力を入れる取組等														←	区域及び各地区の現状をデータ分析 > 地域支援や地福計画策定に活用	→		

区名	取組内容	令和2年度(推進5年目)												区計画・地区別計画完成予定時期	区計画・地区別計画冊子完成予定時期				
		2年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月						
西区	策定検討会 推進・評価委員会					● 策定検討会		● 策定検討会		● 推進・評価委員会			● 推進・評価委員会						
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)								← 子ども向け啓発・出前講座 →		● 区民まつり			● フォーラム開催					
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	← 各地区懇談会(随時開催)、各地区社協の中で、「アイデア出し・企画立案」⇒「実践」⇒「振り返り・課題提起」⇒「実践」をサイクル化して進める →																	
	地区別計画の策定									← 各地区にて、懇談会・編集部会などを実施(随時) →							令和3年3月	令和3年10月	
	区計画の推進・振り返り(評価) ※第3期	← 目指すべき姿に向けた取り組みを実施(随時) →																	
	区計画の策定			● 策定シート作成・提出		● 各課ヒアリング		← 策定検討会での意見擦り合わせ →			● 区民意見募集						令和3年3月	令和3年10月	
	職員向け研修(区社協・CP含む)	← リーダー会議(毎月)、研修(転入職員・区社協・CPなど)を実施予定 →																	
	第4期に向けた取組など	← 区全体計画の作成に向けて、専門家(アドバイザー)を交えて実施 →																	
	今年度力を入れる取組等	← 第4期地区別計画の作成に向けた地区支援チームの支援強化 第4期区全体計画の策定に向けた推進 →																	
中区	区計画の策定・推進					● 第1回 (29, 30日PM) 策定検討部会		● 第2回 (2日)		● 区民意見募集			● 第3回 (3日)				令和3年3月	令和3年5月末	
	区計画の推進・振り返り(評価)		○四半期				○四半期			○四半期				○四半期					
	地区別計画の策定・推進・振り返り								← 地区別推進会議の中で策定検討 →				● 策定シート提出		● 計画確定		令和3年3月	令和3年5月末	
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)			● 中なかいいネ通信		● 中なかいいネ通信				● 中なかいいネ通信			● 中なかいいネ通信						
	職員向け研修(区社協・CP含む)																		
	今年度力を入れる取組等	← 区計画の作成・検討 地域支援チームによる地域支援 →																	

区名	取組内容	令和2年度(推進5年目)												区計画・地区別計画完成予定時期	区計画・地区別計画冊子完成予定時期				
		2年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月						
南区	みなみの福祉保健を考える懇談会													会議開催					
	・南区地域保健計画推進連携会議(みなっち茶屋)									コーディネーター決定		メンバー確定	会議開催						
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	広報よこはまコラム特集		広報よこはまコラム特集			広報よこはまコラム特集					広報よこはまコラム特集		広報よこはま・タウンニュース					
	地区別計画の振り返り(評価) 地区別計画の推進									期末振り返り会議(地区別)	→								
	地区別計画の策定						地域支援カンファレンス(地区別)	→	4期計画策定PJ会議(地区別)	→		4期計画策定PJ事務局会議(地区別)	→	地区別計画素案作成	→	令和3年9月	令和3年10月		
	区計画の推進・振り返り(評価)	取組計画記入シート回収										振り返りシート提出依頼	振り返りシート回収		フィードバック				
	・区役所、地域ケアプラザ ・福祉保健関係団体ネットワーク支援	子育て・ボランティア・障害児者ネットワーク支援 随時																	
	区計画の策定		係長策定検討部会(月1回)		策定作業説明会				第4期計画素案作成					広報よこはま・タウンニュース募集記事掲載	→	令和3年9月	令和3年10月		
	職員向け研修等(区社協・CP含む)				地域支援チーム連絡会(全体会)	→	区内各課へ計画内容の研修(随時)							地域支援チーム連絡会					
今年度力を入れる取組等	第4期地福計画区全体計画の策定に向けた各機関の連携と推進、地区別計画作成への支援																		
港南区	策定推進委員会	●推進協議会 ●推進協議会 ●推進協議会 ●推進協議会 ●推進協議会																	
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	●広報よこはま4月													区民意見募集	●しゃべっCiao♪ ●ひまわりフェスタ	●元気な地域づくりフォーラム(プランお披露目)		
	地区別計画の推進・振り返り(評価)														地区別意見交換会(支えあいネットワーク)・その他	●広報よこはま4月			
	地区別計画の策定														4期地区別計画策定 地区毎に随時開催 ①打ち合わせ ②地区別計画推進会議		令和3年3月	令和3年4月	
	区計画の推進・振り返り(評価)	港南ひまわりプラン応援補助金申請受付・交付・活動応援																	
		事務局PJ(区・区社協・CP)月1回 区・区社協地福会議(区・区社協)月1回																	
	区計画の策定	第4期策定に向けて策定PJ(区各課長・区社協・CP所長)																	
	職員向け研修(区社協・CP含む)	●地域支援チームオリエンテーション(中止)																	
今年度力を入れる取組等	第4期計画策定を通じた庁内の地域支援体制の構築																		
	第4期策定・推進に向けての仲間づくり 事業所や個別支援と連携した地域支援																		

区名	取組内容	令和2年度(推進5年目)												区計画・地区別計画完成予定時期	区計画・地区別計画冊子完成予定時期			
		2年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月					
保土ヶ谷区	策定推進委員会	●推進会議①(書面開催)				●推進会議②				●推進会議③								
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	●ほっとなニュース		●ほっとなニュース			●ほっとなニュース			●ほっとなニュース			●広報区版トピックに掲載					
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	●リーダー会議①		●アドバイザー派遣				●リーダー会議②		●地区支援チームの振り返り・次年度目標			●地区情報シート更新 ●リーダー会議③					
	地区別計画の策定	-----> 策定のための検討 -----> 3月末:素案提出											令和3年6月	令和3年8月				
	区計画の推進・振り返り(評価)	●推進会議で前年度振り返り				●推進会議で上半期の振り返り				●推進会議で前回以降の振り返り								
	区計画の策定	事務局会議・各課調整		●推進会議で素案について書面で意見集約			●素案(案)を推進会議委員に提示し意見集約		●推進会議で素案(案)確認		●素案確定		●推進会議で意見募集結果提示		区社協理事会→区長決裁→確定		令和3年3月	令和3年8月
	職員向け研修(区社協・CP含む)	●新任リーダー研修		●新任職員向け研修中止のため資料個別配布														
今年度力を入れる取組等	第4期計画策定 -----> 策定のための検討 -----> 推進・振り返りの仕組み検討 -----> 区全域計画確定 -----> 地区別計画素案提出 ----->																	
旭区	策定推進委員会	策定検討部会①(書面開催)		策定検討部会②(29日)		推進会議①(26日)		推進会議②(下旬)										
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)							素案・区民意見募集の周知(広報11月号)		パネル展示		福祉大会(13日)						
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	①令和元年度振り返り及び令和2年度取組予定の作成 ②3期計画振り返り(ワークシート) ※R元年度末締切を延期						令和2年度の振り返り(3月末)										
	地区別計画の策定	リーダー・総括向け地区別計画策定臨時説明会(10、11日)			地区別計画策定説明会(14、17日)		4期計画策定 ①ワークシート(12月28日締切)②地区別計画原稿(3月22日締切)						令和3年3月	令和3年9月				
	区計画の推進・振り返り(評価)	区、区社協、CPの振り返りとまとめ、最終振り返りとして分析				推進会議にて4期計画素案の一部として最終振り返り報告		区、区社協、CPで振り返りシート作成										
	区計画の策定	策定検討部会①		・アドバイザー訪問 ・策定検討部会②		推進会議①に4期計画素案(案)提出		素案確定		区民意見募集(11月中旬～12月中旬)		推進会議②に原案提出		原案確定		令和3年3月	令和3年9月	
	職員向け研修(区社協・CP含む)	転入責任職研修(2日)		新任者向け研修資料配付		リーダー・総括向け地区別計画策定臨時説明会(10、11日)		全員研修(中旬3日間)										
今年度力を入れる取組等	第4期区(全域)計画策定及び地区別計画策定支援、策定の進捗について地区組織、庁内、関係機関への情報発信																	

区名	取組内容	令和2年度(推進5年目)												区計画・地区別計画完成予定時期	区計画・地区別計画冊子完成予定時期		
		2年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月				
磯子区	策定・推進検討会				○第1回策定・検討会 部会 ◎第1回策定推進検討会			○第2回策定・検討会 部会 ◎第2回策定・推進検討会			○第3回策定・検討会 部会 ◎第3回策定推進検討会						
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	スイッチON磯子まめ通信の発行(年3回程度)															
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	地区別取組支援(補助金交付及び報告・各地区取組支援)															
	地区別計画の策定	地区別計画策定ワークショップ(各地区3回程度) ①キックオフ会議(3期計画の振り返り、地区の現状を再確認) ②③地区別計画策定のため意見集約										地区別計画案の提出	地区別計画内容確定	令和3年5月	令和3年7月		
	区計画の推進・振り返り(評価)	地区別計画策定事前アンケート実施			地区別計画推進会議の開催支援			地区支援あい事業訪問員全体研修会									
	区計画の策定	・庁内検討会(係長会・課長会)		各種関係団体との調整		・庁内検討会(係長会・課長会)		・素案についての意見聴取		・区民意見募集原稿確定(1/8~2/8)		・区民意見募集(1/8~2/8)		・原案確定		令和3年3月	令和3年7月
	職員向け研修(区社協・CP含む)	・地域協働推進員向け研修(地域力)			地区支援チームの体制構築			・地域支援研修									
	今年度力を入れる取組等	庁内連携(各地区エリア会議での情報共有等)															
金沢区	第4期地域福祉保健計画・策定推進	●計画推進PJ 作業部会 ●計画推進PJ 作業部会 ●計画推進PJ 作業部会 ●計画推進PJ 作業部会 ●推進会議 ●計画推進委員会												令和4年2月	令和4年2月		
	第3期地域福祉保健計画推進・振り返り(区域計画)	計画推進PJ事務局会議(事業企画・区社協:月1回)(事業企画・地域力・区社協・ケアプラザ:月1回)、5者連絡会(事業企画・包括ケア推進・生活支援・地域力・区社協:月1回)															
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	3期振り返り次年度計画4期事業案シート回収 3期進捗状況・課題、4期骨子案共有 4期計画取組事業案の検討 4期計画素案の検討															
	地区別計画の策定	春期地区推進連絡会(中止) 地域支援チームリーダー会議(月1回)、地域支援チーム会議(年4回程度) 秋期地区推進連絡会 春期地区推進連絡会 4期計画策定スケジュール変更周知 3期計画振り返り・課題・4期計画で取り組みたいことの検討 4期計画の検討															
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	福祉保健のつどい															
	職員向け研修(区社協・CP含む)	新任リーダー・サブリーダー研修 新任者向け説明会			地域力向上研修												
	今年度力を入れる取組等	庁内連携および地域支援チームの強化 第4期計画取組事業案・計画素案の検討															

区名	取組内容	令和2年度(推進5年目)												区計画・地区別計画完成予定時期	区計画・地区別計画冊子完成予定時期		
		2年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月				
港北区	策定推進会議						●第1回 (9/9)						●第2回				
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)						★地区計画 ニュース揭示								講演会		
	地区別計画の推進・策定			コロナ後 改版策定 ガイド ライン 提示	地区計画策定委員会					地区計画策定委員会		地区計画策定委員会		令和3年8月	令和3年9月		
	・区計画の推進・振り返り(評価) ・第4期計画の策定	●担当係長 会議(5/14書 面 開催)	策定に関する地域活動調査					区役所各課 業務報告提出⇒	区役所各課 ヒアリング	●担当係長 会議(1/20)		●担当係長 会議(3/11)		令和3年7月	令和3年9月		
	職員向け研修(区社協・CP含む)	チーム支援会議の開催															
	今年度力を入れる取組等	第4期計画の策定											素案 パブリックコメント				
緑区	区プラン推進・策定委員会						①開催			②開催							
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)						←各地区別計画通信発行(1回目)→			←みどりのわCafe開催(区民意見募集)→							
	地区別計画の推進・3期計画振り返り	代表者連絡会 (8/5)		←各地区別委員会開催(1回目)→			←各地区別委員会開催(2回目)→										
	地区別計画の策定						(第4期計画素案検討)			・素案修正、 最終確認		(第4期計画素案確定・書面開催も可)			令和3年8月	令和3年9月	
	区計画の推進・振り返り(評価) ・4期策定									・区民意見募集		・素案修正			令和3年8月	令和3年9月	
	職員向け研修(区社協・CP含む)	・地区支援チーム 向け研修(書面開催) ・チームリーダー会議①(書面開催)		・地区支援チーム 会議あり方検討			チームリーダー 会議②										
	フォーラム・発表会												・社会福祉大会第2部パネ ルディスカッション(調整中)				
	今年度力を入れる取組等	←第3期計画振り返り・第4期計画策定→			←地区支援チーム会議あり方検討→												

区名	取組内容	令和2年度(推進5年目)												区計画・地区別計画完成予定時期	区計画・地区別計画冊子完成予定時期	
		2年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月			
青葉区	地域福祉保健推進会議	●第3回														
	地域福祉保健計画策定委員会	●第4回														
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)													●社会福祉大会(地福計画PR)		
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	●各地区別推進会議(随時開催)														
	地区別計画の策定	●各地区別推進会議(随時開催)、地区別計画(案)作成												●地区別計画(案)確定	令和3年6月	令和3年9月
	区計画の推進・策定・振り返り(評価)意見募集	●第1回 区計画PJ ●各課コラム原稿依頼												●各課に内容確認 ●第2回 区計画PJ ●素案パブコメ実施	令和3年6月	令和3年9月
	職員向け研修(区社協・CP含む)	●地区サポートチーム研修														
	今年度力を入れる取組等													●4期計画(冊子・概要版)策定【ほぼ確定】		
都筑区	計画推進委員会	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【第1回計画推進委員会(6/28)】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【第2回計画推進委員会(9/24予定)】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【第3回計画推進委員会(12予定)】 区民意見募集の意見を踏まえ第4期区計画確定</div> </div>														
	区計画の推進・振り返り(評価)	4期計画の検討・作成														
	区計画の策定	【分野別部会の開催: 分野ごとの取組状況や課題等の検討】 ①子ども・青少年部会 ②高齢者部会 ③障害者部会 ④健康づくり部会												令和2年12月	令和3年2月	
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域懇談会の開催(4期計画案について意見交換)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">●地区からの提出締切1/15</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">計画冊子印刷</div> </div>														
	地区別計画の策定													令和3年3月	令和3年5月	
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	●つづきあい通信第25号発行 ●つづきあい通信第26号発行 ●つづきあい通信第27号発行 ●広報特集 ◎2/20つづき あいフォーラム/社会福祉大会 「パネル展」および「つづき あい展」														
	職員向け研修(区社協・CP含む)	会議・行事等さまざまな場を活用した普及啓発 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第4期計画策定説明会(6/30・7/2)</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">地域担当者向け研修(予定)</div> </div>														
	今年度力を入れる取組等	・4期区計画作成・策定 ・地域懇談会等を通じた4期地区別計画策定にむけた検討とその支援・庁内の地域支援体制の構築														

区名	取組内容	令和2年度(推進5年目)												区計画・地区別計画完成予定時期	区計画・地区別計画冊子完成予定時期
		2年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月		
戸塚区	策定・推進委員会														
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)														
	地区別計画の推進・振り返り(評価)														
	地区別計画の策定													令和3年5月	令和3年10月
	区計画の推進・振り返り(評価)														
	区計画の策定													令和3年3月	令和3年10月
	職員向け研修(区社協・CP含む)														
	今年度力を入れる取組等														
栄区	策定推進委員会														
	第3期計画の推進														
	第3期計画の推進(地区別)														
	第4期計画の策定													令和3年8月	令和3年10月
	第4期計画の作成(地区別)													令和3年6月	令和3年10月
	職員向け研修(区社協・CP含む)														
	今年度力を入れる取組等														

区名	取組内容	令和2年度(推進5年目)												区計画・地区別計画完成予定時期	区計画・地区別計画冊子完成予定時期		
		2年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月				
泉区	泉区地域福祉保健推進協議会									開催①							
	第4期泉区地域福祉保健策定・推進検討会	6. 9. 11. 1. 3月に泉区地域福祉保健計画・泉区アクションプラン策定・推進会議(通称:庁内推進会議)															
	区計画の策定							検討会⑥							検討会⑦		令和3年3月末策定 検討会で確定後 令和3年5月予定の 推進協議会で策定
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)			広報地域コラム①		広報地域コラム②							区民意見募集 (12/9~1/8)		区計画(案) 完成		令和3年夏頃を予定
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	チームリーダー連絡会①			アクションプラン(地区別単年度計画)の作成⇒各戸、地区のイベントで配布(予定)							地福パネルの 展示					
	地区別計画の策定			地区定例会等再開					チームリーダー連絡会②	単年度の振り返り、第4期地区別計画の策定					令和3年2月末を締切 令和3年3月に区計画 と合せて策定検討会 で確定 令和3年5月予定の 推進協議会で策定	令和3年夏頃を予定	
	職員向け研修(区社協・CP含む)	新任リーダー向けオリエンテーション				新任メンバー向けオリエンテーション			スキルアップ研修								
	今年度力を入れる取組等	庁内推進会議の実施									地域活動の担い手不足の調査、解決のための企画立案と実施運営						
瀬谷区	全域計画推進								○庁内推進係長会議/課長会議								
	区計画の策定									○第4回策定懇談会		○第5回策定懇談会		中間案(区民意見募集)		令和3年12月	令和3年12月
	地区別計画の推進	地区別計画推進支援事業補助金交付										○地区別計画推進研修会					
	地区別計画の策定							地区別計画策定指針の地区への説明 コーディネーター派遣								令和3年12月	令和3年12月
	職員向け研修(区社協・CP含む)	○転入責任職研修 ○転入職員研修								○実務担当者説明会							

当日ご意見をいただきたいこと

新型コロナウイルス感染症の流行に終息の目途が立たない中、地域活動にも様々な影響が出ています。今回の委員会では、委員の皆さまに、以下の視点でご意見をいただきたいと考えておりますので、ご準備いただけますと幸いです。

① 新型コロナウイルス感染症流行に伴い、地域活動で課題と感じていることや工夫していること等があれば教えてください。

例) 人が集まっての活動ができない。人数を減らし、時間を短くして活動を続けた。

② ①の経験から、コロナ禍でも、また今後においても、地域活動ではどのようなことが大切だとお考えですか？

例) 人が顔を合わせて声を掛け合うことができる機会は持ち続けたい。

③ 地域福祉保健計画は、住民・事業者・支援機関（行政・社協・地域ケアプラザ）が協働して、支え合い安心して暮らせる地域づくりを目指しています。コロナ禍で地域づくりを進めるために、住民・事業者・支援機関それぞれの立場で取り組むべきことはどのようなことだと思いますか？

例) 住民と行政の連携によるオンラインの導入

こちらのシートは、提出いただく必要はありません。

当日も、どうぞよろしく願いいたします。

令和2年7月8日
市民局市民協働推進課

市内の公益活動を応援するため、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 「市民公益活動緊急支援助成金」を交付します！

市民の暮らしを支える地域の居場所づくりや高齢者の見守り、子ども食堂や親子サポートなど、公益性の高い活動を支援するため、活動の継続と今後の回復期を見据えた事業展開を支援する助成金を交付します。先駆的に市民協働を推進してきた横浜市ならではの支援メニューになっています。

また、市民協働推進センターにコーディネーターを配置し、申請団体等の取組へのサポートを行います。

A

助成金額 = 最大 **30** 万円

対象事業

新型コロナウイルス感染予防対策や回復に向けて
新たな展開を図る事業

(対象事業例) オンラインによるコミュニケーションツールの導入、
衛生管理対策の充実、活動の展開のための専門家からのサポート等

事業
実施期間

令和2年4月1日(水)～令和2年12月31日(木)
の間に実施した事業 (令和2年4月1日から令和2年12月31日までの
領収書が発行されている経費が対象)

対象団体

市内で横浜市民への非営利の公益活動を行う団体
(例：NPO 法人・任意団体等)
ただし、令和元年度の事業報告書等が提出できる団体

B

助成金額 = 支援1団体につき 最大 **20** 万円 最大5団体分まで

対象事業

中間支援組織※が行う他の団体への支援

(※他の公益活動団体の活動支援やコーディネートを行う団体)

(対象事業例) ICT導入支援、web会議等によるネットワークづく
りへの支援、新たな活動展開に向けたサポート等

事業
実施期間

令和2年4月1日(水)～令和2年12月31日(木)
の間に実施した事業 (令和2年4月1日から令和2年12月31日までの
領収書が発行されている経費が対象)

対象団体

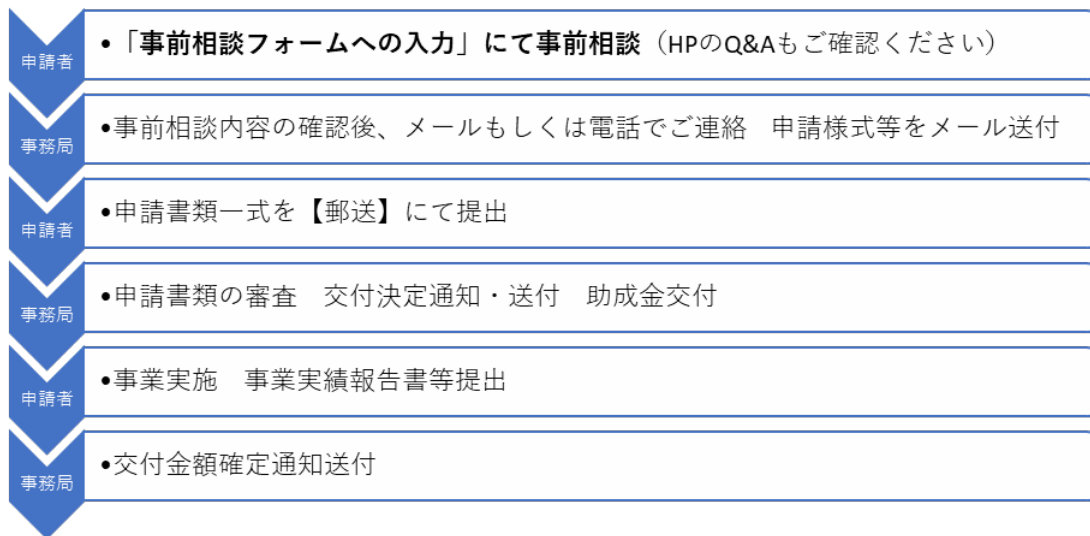
市内で横浜市民への非営利の公益活動を行う団体に
向けた支援を行う中間支援組織 (例：NPO 法人等の公益法人)

全国初！

助成率 = (A)(B) 共に 対象事業 経費の **90** %

裏面あり

助成までの流れ



本助成制度について

募集要項等詳細は、下記 URL もしくは QR コードより
市民協働推進センターHPにてご確認ください。

<https://kyodo-c.city.yokohama.lg.jp/news/kinkyujosei/>



事前相談の受付

（上記ページよりフォームへ入力）

受付中（7月22日（水）まで）

申請の受付

令和2年7月8日（水）～8月7日（金）

※予算上限に達した時点で受付を終了します。

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のために、対面での申請相談は行っておりません。事前相談はフォームへの入力をお願いします。
- 事業終了後、報告書等を提出していただきます。提出がない場合は助成金を返還いただきます。
- 確定額が交付決定額を下回った場合の差額は返還いただきます。
- 国、他自治体、本市の他の助成金・委託・指定管理料等を充当している経費は対象外となります。
- 本助成金はA、Bを通じて1団体1申請に限ります。

お問合せ先

（記者発表内容全般について）	市民局市民協働推進課長 松岡 文和	Tel 045-671-4735
（申請団体へのサポートについて）	横浜市市民協働推進センター責任者 関尾 潤	Tel 045-671-4732